

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

契約担当官
陸上自衛隊衛生学校
会計課長 小黑 真由美

1 工事概要

- (1) 工 事 名：東山宿舎C棟内装等補修工事
- (2) 工事場所：防衛省東山宿舎C棟
- (3) 工事内容：本工事は、以下の工事を行うものである。
防衛省東山宿舎C棟内装等の補修工事
- (4) 工 期：令和8年2月28日（土）まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」の級別の格付を受け、地方防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上であること。
- (5) 平成22年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、同種の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及

び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 平成22年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）こと。なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

イ 「建築工事一式」については、2級建築士又は2級建築施工管理技士（建築）又はこれと同等以上の資格を有する者

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

(ア) 1級建築士

(イ) 1級建築施工管理技士

(ウ) これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、地方防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号（28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 衛生学校総務部会計課が発注した「建築一式工事」の平成22年度以降令和7年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒154-0001 東京都世田谷区池尻1-2-24

陸上自衛隊衛生学校総務部会計課契約班

担当：樋口（ひぐち）

TEL 03-3411-0151 内線2352

FAX 03-3411-1595 直通

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月10日（木）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、8時30分から17時00分まで（12時00分から13時00分までの間を除く。）。

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限：令和7年7月10日（木）17時00分

イ 提出方法：(1)の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出（電子メールの場合は連絡をすること。）

(4) 入札書の提出期限等

ア 受領期限：令和7年7月30日（水）17時00分

イ 提出方法(1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時：令和7年8月5日（火）10時30分

イ 場 所：陸上自衛隊衛生学校庁舎1階階段教場

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金：免除

(3) 契約保証金：免除。

但し、落札者は公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の1（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

ア 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされな

いおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

(6) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(8) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) 契約条項

ア 建設工事請負契約条項

イ 談合等の不正行為に関する特約条項

ウ 暴力団排除に関する特約条項

(11) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

(14) 仕様書に関するお問い合わせ先

陸上自衛隊衛生学校総務部管理課営繕班 担当：小早川（こばやかわ）

TEL 03-3411-0151 内線2239

入 札 書

金額¥

(消費税抜き価格)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
東山宿舎C棟内装等補修工事	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
合 計					
納 入 場 所	陸上自衛隊 衛生学校	履行期限	令和8年2月28日		
入札(契約)保証金	免 除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、見積いたします。
また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官
陸上自衛隊衛生学校
会計課長 小 黒 真 由 美 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には担当者氏名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書(1)

令和 年 月 日

契約担当官
陸上自衛隊衛生学校
会計課長 小 黒 真 由 美 殿

¥ (消費税抜き価格)

1 履 行 期 令和8年2月28日
2 履 行 先：陸上自衛隊 衛生学校
3 決 定 方 式：総品目総額
4 提出期限 令和7年7月24日 1200

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

※内訳書が必要な場合は添付してください。

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価(税抜)	金額(税抜)	備 考	
1	東山宿舎C棟内装等補修工事	仕様書のとおり	ST	1			No.4、14、21、28の 合計	
2								
3	工事内訳							
4	I 建築工事						No.5～13の合計	
5	1 仮設工事	仕様書のとおり	式	1				
6	2 防水	仕様書のとおり	式	1				
7	3 タイル	仕様書のとおり	式	1				
8	4 木工	仕様書のとおり	式	1				
9	5 金属	仕様書のとおり	式	1				
10	6 塗装	仕様書のとおり	式	1				
11	7 内外装	仕様書のとおり	式	1				
12	8 左官工事	仕様書のとおり	式	1				
13	9 撤去	仕様書のとおり	式	1				
14	II 電気設備工事						No.15～20の合計	
15	1 配管工事	仕様書のとおり	式	1				
16	2 配線工事	仕様書のとおり	式	1				
17	3 電灯設備工事	仕様書のとおり	式	1				
18	4 テレビ共同受信設備工事	仕様書のとおり	式	1				
19	5 火災報知設備工事	仕様書のとおり	式	1				
20	6 撤去工事	仕様書のとおり	式	1				

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価(税抜)	金額(税抜)	備 考	
21	Ⅲ 機械設備工事						No.22～27の合計	
22	1 配管工事	仕様書のとおり	式	1				
23	2 空気調和設備工事	仕様書のとおり	式	1				
24	3 ダクト設備工事	仕様書のとおり	式	2				
25	4 保温工事	仕様書のとおり	式					
26	5 衛生器具設備工事	仕様書のとおり	式					
27	6 撤去工事	仕様書のとおり	式	3				
28	V その他						No.29～30の合計	
29	1 産業廃棄物	収集・運搬・処分含む	式	1				
30	2 諸経費		式	1				

市場価格調査書(2)

令和 年 月 日

契約担当官
陸上自衛隊衛生学校
会計課長 小 黒 真 由 美 殿

- 1 履 行 期 令和8年2月28日
2 履 行 先：陸上自衛隊 衛生学校
3 決定方式：総品目総額
4 提出期限 令和7年7月24日 1200

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

※内訳書が必要な場合は添付してください。

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価(税抜)	金額(税抜)	備 考	
	単価							
	塗膜防水	ウレタン系	m ²	1				
	シーリング	変成シリコーン系(MS-2)	m	1				
	支持脚	乾式二重床・天然化粧合板t12	m ²	1			洋室・居間	
	支持脚	乾式二重床・構造用合板t12	m ²	1			和室	
	支持脚	乾式二重床・耐水合板t15	m ²	1			洗面所・便所	
	建具	5/AD	式	1				
	F L 硝子	5/AD	式	1				
	建具	13/AD	式	1				
	F L 硝子	13/AD	式	1				
	建具	1/AA	式	1				
	建具	3/AA	式	1				
	建具	4/AA	式	1				
	建具	7/AA	式	1				
	建具	1/AW	式	1				
	網入り硝子	1/AW	式	1				
	アルミ面格子	1/AW	式	1				
	建具	6/AW	式	1				
	網入り硝子	6/AW	式	1				
	アルミ面格子	6/AW	式	1				
	建具	8/SD	式	1				
	建具	100/SD	式	1				
	建具	101/SD	式	1				
	建具	1/WD	式	1				

市場価格調査書(3)

令和 年 月 日

契約担当官
陸上自衛隊衛生学校
会計課長 小 黒 真 由 美 殿

- 1 履 行 期 令和8年2月28日
2 履 行 先：陸上自衛隊 衛生学校
3 決定方式：総品目総額
4 提出期限 令和7年7月24日 1200

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

※内訳書が必要な場合は添付してください。

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価(税抜)	金額(税抜)	備 考
	単価						
	建具	2/WD	式	1			
	建具	3/WD	式	1			
	建具	5/WD	式	1			
	建具	7/WD	式	1			
	建具	10/WD	式	1			
	建具	2/F	式	1			
	建具	乙	式	1			
	バルコニー手摺	アルミ製	式	1			
	布団掛け・手摺付き	アルミ製	式	1			
	物干し金物・手摺付き	アルミ製	式	1			
	室名札SK-602SD		枚	1			サインタイル SUS 230×150
	軽量鉄骨壁下地	点検口 壁・床	箇所	1			
	床長尺塩ビシート張り	t2.3(発砲層有)	m ²	1			
	設備用キャップ	樹脂製 φ75	箇所	1			
	設備用スリーブ	VU φ75	箇所	1			
	インサート	内部壁面用 インサートネジ 2個	箇所	1			
	幅広付鴨居	木製特殊化粧シート 70×20	m	1			
	宿舎用帽子掛け	既製品 3人用 75×650×80程度	箇所	1			
	房掛け	SUS既製品 2小組宿舎用	箇所	1			
	カーテンレール	L=1500 ダブル	箇所	1			
	カーテンレール	L=1800 ダブル	箇所	1			
	カーテンレール	L=2000 ダブル	箇所	1			
	物入中棚 (1)	木下地 W1670×D850 ペーパードアキャブ ねじt35	箇所	1			

市場価格調査書(4)

令和 年 月 日

契約担当官
陸上自衛隊衛生学校
会計課長 小 黒 真 由 美 殿

- 1 履行期 令和8年2月28日
- 2 履行先：陸上自衛隊 衛生学校
- 3 決定方式：総品目総額
- 4 提出期限 令和7年7月24日 1200

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連絡先

※内訳書が必要な場合は添付してください。

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価(税抜)	金額(税抜)	備 考	
	単価							
	物入中棚 (2)	木下地 W1370×D700 ﾊﾞｰﾊﾟｰﾊﾆｶﾑｺﾌﾞﾊﾞ ｹﾙｵ35	箇所	1				
	物入中棚 (3)	木下地 W695×D640 ﾊﾞｰﾊﾟｰﾊﾆｶﾑｺﾌﾞﾊﾞ ｹﾙｵ35	箇所	1				
	押入中棚	木下地 W1780×D870程度 ﾊﾞｰﾊﾟｰﾊﾆｶﾑｺﾌﾞﾊﾞ ｹﾙｵ35	箇所	1				
	押入天袋	木下地 W1780×D870程度 ﾊﾞｰﾊﾟｰﾊﾆｶﾑｺﾌﾞﾊﾞ ｹﾙｵ35	箇所	1				
	下足入	W1000×D370×H2150	箇所	1				
	浴室カイダー枠新設	W810×H1800四方枠見込90	m	1				
	バルコニー手摺撤去	アルミ製	箇所	1				
	布団掛撤去	アルミ製	箇所	1				
	物干し金物撤去	アルミ製	箇所	1				
	物入中棚 (1) 撤去	木下地 W1670×D850 ﾊﾞｰﾊﾟｰﾊﾆｶﾑｺﾌﾞﾊﾞ ｹﾙｵ35	箇所	1				
	物入中棚 (2) 撤去	木下地 W1370×D700 ﾊﾞｰﾊﾟｰﾊﾆｶﾑｺﾌﾞﾊﾞ ｹﾙｵ35	箇所	1				
	物入中棚 (3) 撤去	木下地 W695×D640 ﾊﾞｰﾊﾟｰﾊﾆｶﾑｺﾌﾞﾊﾞ ｹﾙｵ35	箇所	1				
	押入中棚撤去	木下地 W1780×D870程度 ﾊﾞｰﾊﾟｰﾊﾆｶﾑｺﾌﾞﾊﾞ ｹﾙｵ35	箇所	1				
	押入天袋撤去	木下地 W1780×D870程度 ﾊﾞｰﾊﾟｰﾊﾆｶﾑｺﾌﾞﾊﾞ ｹﾙｵ35	箇所	1				
	下足入撤去	W1000×D370×H2150	箇所	1				
	カウンター撤去	集成材 t 3 5	箇所	1				
	浴室カイダー枠撤去	W810×H1800四方枠見込90	m	1				
	警報用ケーブル	EM-AE0.9-2C	m	1				
	LED照明器具	LGB51615LE1	個	1				
	LED照明器具	LGW51714CF1	個	1				
	LED照明器具	LGW51704WCF1	個	1				
	LED照明器具	LGB52015LE1	個	1				
	LED照明器具	LGB52096LE1	個	1				

市場価格調査書(5)

令和 年 月 日

契約担当官
陸上自衛隊衛生学校
会計課長 小 黒 真 由 美 殿

1 履行期 令和8年2月28日
2 履行先 陸上自衛隊 衛生学校
3 決定方式 総品目総額
4 提出期限 令和7年7月24日 1200

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

※内訳書が必要な場合は添付してください。

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価(税抜)	金額(税抜)	備 考	
	単価							
	LED照明器具	浴室照明器具LGB51615LE1	個	1				
	分電盤	住宅用分電盤 40A 6+2 BQWB84821	個	1				
	シーリング受台	WG9200W	個	1				
	テレビインターホン親機	アイホン VJ-PR-N0 住戸用受信機	個	1				
	ガス管	13A 追い炊き管	m	1				
	換気扇 (浴室・洗面所)	200φ以下	台	1				
	換気扇 (便所)	三菱電機VD-172C3-BL	台	1				
	換気扇 (中間ファン)	三菱電機EX-20SK9-C	台	1				
	レンジフード (台所用換気扇)	三菱V-60-K-BL	台	1				
	接続部材 (台所用換気扇)	三菱P-60MA3	式	1				
	換気扇 (居間)	レジスター(ABS)・ VC200(SUS・防虫網付)	台	1				
	換気扇部材	レジスター(ABS)・ VC200(SUS・防虫網付)	式	1				
	防虫網	レジスター(ABS)・ VC200(SUS・防虫網付)	式	1				
	換気扇 (居間)	レジスター(ABS)・ VC150(SUS・防虫網付)	台	1				
	換気扇部材	レジスター(ABS)・ VC150(SUS・防虫網付)	式	1				
	防虫網	レジスター(ABS)・ VC150(SUS・防虫網付)	式	1				
	換気扇 (玄関)	レジスター(ABS)・ VC125(SUS・防虫網付)	台	1				
	換気扇部材	レジスター(ABS)・ VC125(SUS・防虫網付)	式	1				
	防虫網	レジスター(ABS)・ VC125(SUS・防虫網付)	式	1				
	排気フード	一重	m ²	1				
	一般ダクト	保温	m	1				
	大便器	LIXIL YBC-Z30PM 壁排水	台	1				
	ロータンク	LIXIL YDT-Z380PM (手洗あ り)洗浄5L/小洗浄3.8L	台	1				

市場価格調査書(6)

令和 年 月 日

契約担当官
陸上自衛隊衛生学校
会計課長 小 黒 真 由 美 殿

- 1 履行期 令和8年2月28日
2 履行先: 陸上自衛隊 衛生学校
3 決定方式: 総品目総額
4 提出期限 令和7年7月24日 1200

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

※内訳書が必要な場合は添付してください。

[illegible]

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係る質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。

質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事「公共建築数量積算基準（令和5年度版）国土交通省大臣官房庁営繕部制定」

イ 土木工事「土木工事数量調書作成の手引き（平成30年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

ウ 電気設備工事・機械設備工事「公共建築設備数量積算基準（令和6年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」「防衛施設設備積算基準（令和4年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

エ 通信工事「防衛施設設備積算要領（令和4年度版）整備計画局施設技術管理官制定」「通信工事積算要領（令和4年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア 建築工事「公共建築工事内訳書標準様式（令和5年度版）国土交通省大臣官房庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事「公共建築設備工事内訳書標準様式（令和5年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

4 数量書の取扱いについて

数量書については、次のとおり取り扱うものとし、工事費積算等の目的以外に第三者に貸与し、複写、閲覧させてはならない。またこの数量書は、開札日の入札書あるいは開札日前日の工事費内訳明細書提出時に返却するものとする。

5 数量公開

次ページの通りとする。

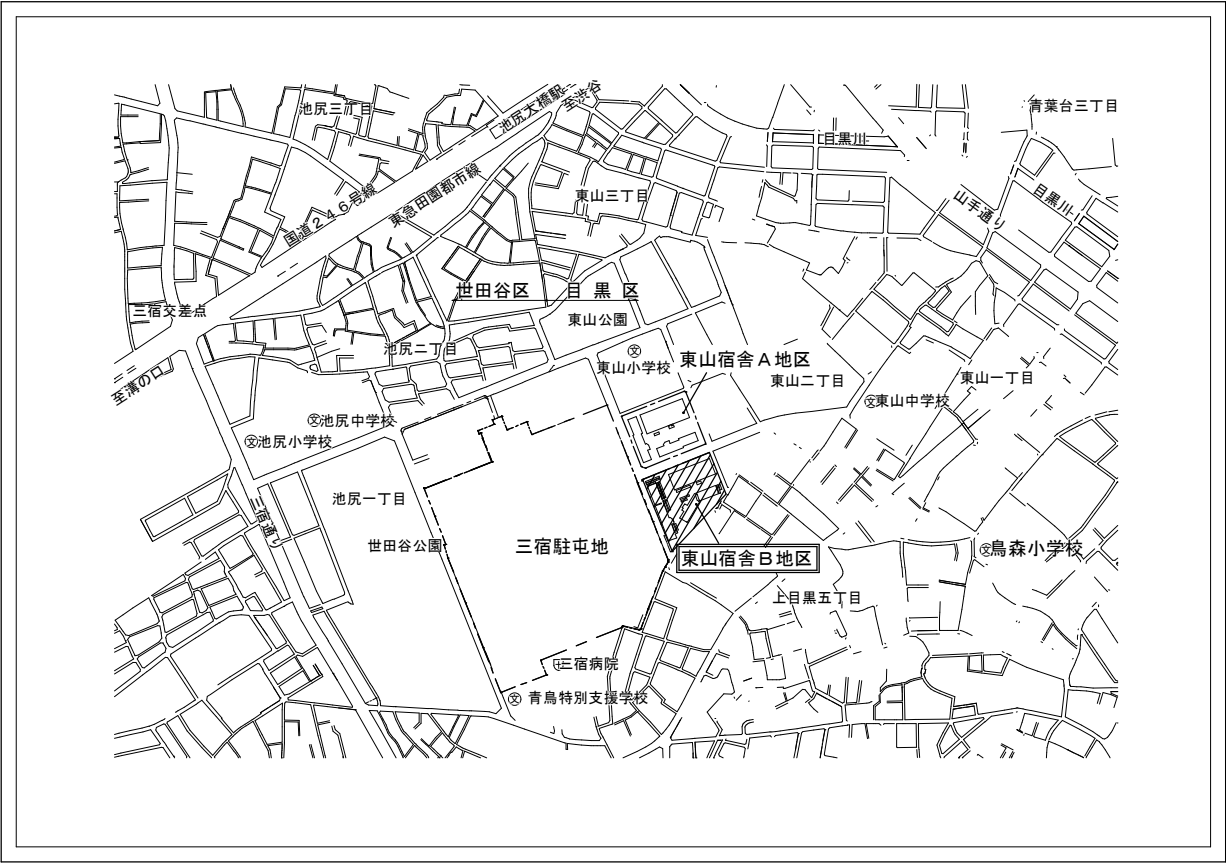
陸上自衛隊衛生学校仕様書	
件 名	東山宿舎 C 棟内装等補修工事
仕様書番号	2 5 K H B 1 0 2 3
作成年月日	令和 7 年 6 月 2 4 日
作成部課名	衛生学校総務部総務課

- 1 工事場所
東京都目黒区東山 2-22 防衛省東山宿舎 C 棟（構造：SRC-13）2002 年建設
（709 号室、809 号室、909 号室及び 1009 号の 4 室室）
- 2 工事概要
火災に伴う補修を実施するもの。
(1) 709 号室
ア 建築工事 内装補修（壁・天井のクロス撤去・新設及び塗装塗替）
イ ユニットバス撤去・新設（配管・配線含む）
(2) 809 号室
ア 建築工事 内装補修（壁・天井・床の撤去・新設及び塗装塗替）
イ 物干し金物、アルミ製バルコニー手摺及びアルミ製布団掛け 撤去・新設
ウ ユニットバス撤去・新設（配管・配線含む）
エ 電気設備工事 全撤去・新設
オ 火災警報設備 全撤去・新設
(3) 909 号室
ア 建築工事 全面内部補修
イ バルコニー床補修
ウ 物干し金物、アルミ製バルコニー手摺及びアルミ製布団掛け 撤去・新設
エ 電気設備工事 全撤去・新設
オ 機械設備・衛生器具設備 全撤去・新設
カ 火災警報設備 全撤去・新設
(4) 1009 号室
ア バルコニー床補修
イ 物干し金物、アルミ製バルコニー手摺及びアルミ製布団掛け 撤去・新設
ウ 建具（網戸 1/AA、3/AA 計 2 枚）撤去・新設
エ 居間の天井クロス 撤去・新設
オ 居間の換気扇 撤去・新設

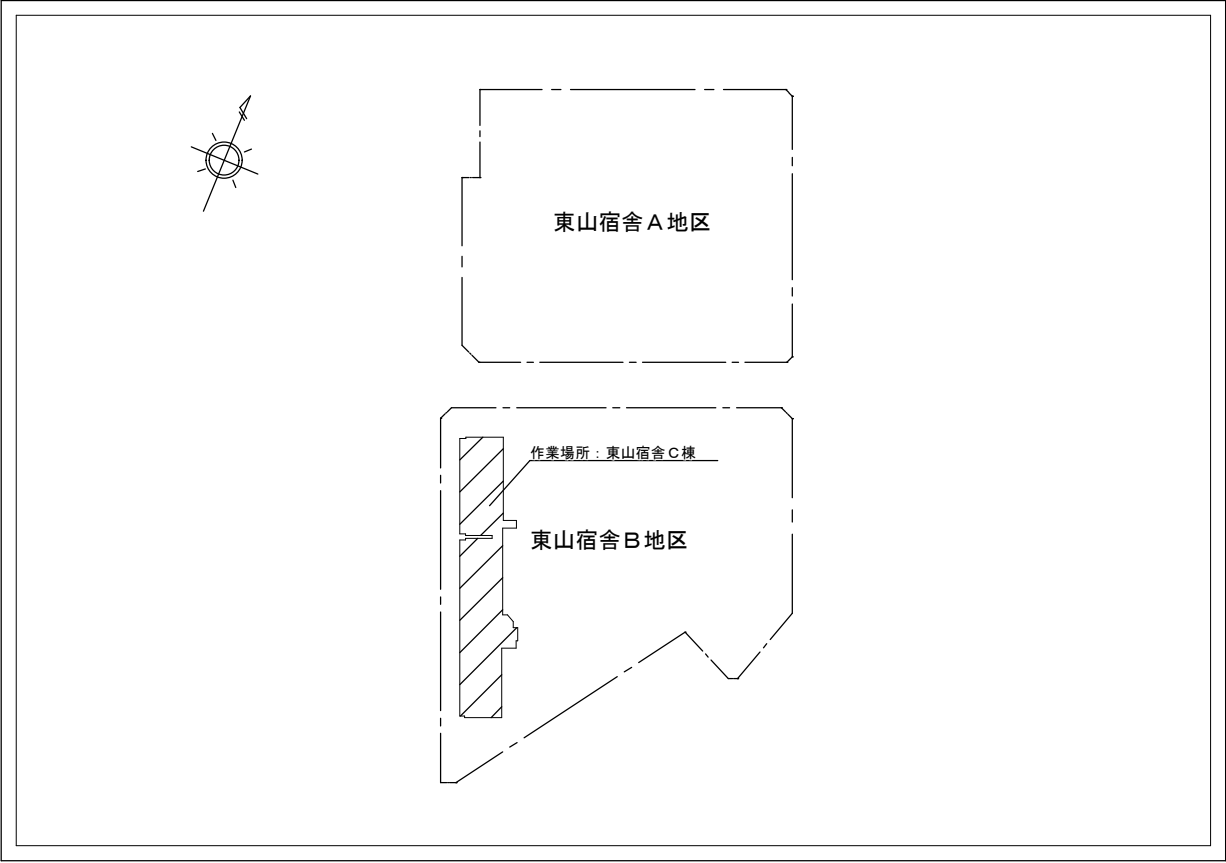
- 3 適用範囲
本仕様書は、陸上自衛隊衛生学校で実施する「東山宿舎 C 棟内装等補修工事」に摘要する。

- 4 一般事項
(1) 本作業は、本仕様書及び「令和 7 年度陸上自衛隊衛生学校共通仕様書」に基づき実施する。
(2) 図面及び仕様書に明記無き事項であっても、技術上当然必要な事項は監督官と協議の上実施する。

- 5 特記事項
(1) 仕様書及び図示の内容は標準施工方法を示すものであり、現場の状況を考慮して、細部の取扱い等については、監督官と協議した後施工すること。
(2) 使用材料については、同等品可とし、事前に監督官と協議するものとする。
(3) 工事にあたり必要となる関係行政機関への諸手続きは契約相手方が行うこと。
(4) 当宿舎は、平成 14 年（2002 年）新設建物であるため、石綿含有建材の使用は無い。
(5) 数量・使用材料表は、図面 2/17～4/17 による。



駐屯地案内図 S= 1 / x



東山宿舎配置図 S= 1 / 2, 500

件 名	東山宿舎 C 棟内装等補修工事	図面 番号	1 / 17
種 別	仕様書・案内図・配置図	縮 尺	図 示

項 目			数量	整備対象			
				709号室	809号室	909号室	1009号室
1 建築工事							
(1) 仮設工事							
ア	墨出し	内部改修	208. 60㎡	○	○	○	○
イ	養生	内部改修	208. 60㎡	○	○	○	○
ウ	整理清掃後片付け	内部改修	208. 60㎡	○	○	○	○
エ	内部仕上足場	※期間 6 カ月	208. 60㎡	○	○	○	○
オ	運搬費		2台	○			
(2) 防水							
ア	塗膜防水	ウレタン系	17. 15㎡			○	○
イ	シーリング	変成シリコーン系 (MS-2)	24. 20m			○	
(3) タイル							
ア	床タイル	玄関	2. 20㎡		○	○	
イ	内装壁タイル	台所の壁	4. 06㎡		○	○	
(3) 木工							
ア	間仕切軸組	60×45	63. 13㎡			○	
イ	床組み・フローリング張り	乾式二重床 (洋室・居間)	75. 48㎡		○	○	
ウ	床組み・合板張り	乾式二重床和 (和室)	20. 72㎡		○	○	
エ	床組み・パネル張り	木造根太組 (押入れ)	9. 54㎡		○	○	
オ	床組み・合板張り	木造根太組 (板の間)	0. 52㎡		○	○	
カ	床組み・耐水合板張り	乾式二重床 (洗面所・便所)	6. 74㎡		○	○	
キ	壁板張り	ポリエステル化粧合板 t 4	200. 37㎡		○	○	
ク	壁合板張り	化粧ケイカル板 t 6	21. 48㎡		○	○	
ケ	天井下地	石膏ボード t 9. 5	108. 73㎡		○	○	
コ	建具 (枠込み)	5/AD	1式			○	
サ	建具 (枠込み)	13/AD	1式			○	
シ	建具 (枠込み)	1/AA	2式			○	○
ス	建具 (枠込み)	3/AA	2式			○	○
セ	建具 (枠込み)	4/AA	1式			○	
ソ	建具 (枠込み)	7/AA	1式			○	
タ	建具 (枠込み)	1/AW	1式			○	
チ	建具 (枠込み)	6/AW	1式			○	
ツ	建具 (枠込み)	8/SD	1式			○	
テ	建具 (枠込み)	100/SD	1式			○	
ト	建具 (枠込み)	101/SD	1式			○	
ナ	建具 (枠込み)	1/WD	1式			○	
ニ	建具 (枠込み)	2/WD	2式			○	
ヌ	建具 (枠込み)	3/WD	1式			○	
ネ	建具 (枠込み)	5/WD	1式			○	
ノ	建具 (枠込み)	7/WD	1式			○	
ハ	建具 (枠込み)	10/WD	1式			○	
ヒ	建具 (枠込み)	2/F	1式			○	
フ	建具 (枠込み)	乙	1式			○	
ヘ	幅木	H=60	82. 74m		○	○	
ホ	幅木	H=150	1. 9m		○	○	
マ	廻り縁	H=50	121. 17m		○	○	
ミ	バルコニー手摺	アルミ製	3式		○	○	○
ム	布団掛け・手摺付き	アルミ製	3式		○	○	○
メ	物干し金物・手摺付き	アルミ製	3式		○	○	○
モ	室名札	SUS 230×150	1式			○	

項 目			数量	整備対象			
				709号室	809号室	909号室	1009号室
(4) 金 属							
ア	点検口	壁・床	6箇所		○	○	
イ	点検口	天井	2箇所		○	○	
ウ	軽量鉄骨天井下地	野縁19型	108.73㎡		○	○	
エ	軽量鉄骨壁下地	点検口 壁・床	6箇所		○	○	
オ	軽量鉄骨壁下地	点検口 天井	2箇所		○	○	
カ	軽量鉄骨壁下地	壁下地開口補強	14箇所		○	○	
(5) 塗装							
ア	塗装 (GP塗)	素地ごしらえB種共 ムル外面	24.98㎡		○	○	
(6) 内外装							
ア	畳敷き	畳	12枚		○	○	
イ	断熱材張り込み	断熱パネル t 30	69.30㎡		○	○	
ウ	クロス張り (天井)	ビニルクロス	135.40㎡	○	○	○	○
エ	壁紙素地ごしらえ (ムル外面)		135.40㎡	○	○	○	○
オ	床長尺塩ビシート張り	t2.3 (発砲層有)	6.84㎡		○	○	
カ	設備用キャップ	樹脂製	8箇所			○	
キ	設備用スリーブ	VUφ75	4箇所			○	
ク	インサート	内部壁面用	8箇所			○	
ケ	幅広付鴨居	木製特殊化粧シート	45.60m		○	○	
コ	宿舍用帽子掛け	既製品	2箇所		○	○	
サ	房掛け	SUS既製品	8箇所		○	○	
シ	カーテンレール	L=1500	2箇所		○	○	
ス	カーテンレール	L=1800	4箇所		○	○	
セ	カーテンレール	L=2000	2箇所		○	○	
ソ	物入中棚 (1)	W1670×D850へーパ―ハニカムコアパ―ネット35	2箇所		○	○	
タ	物入中棚 (2)	W1370×D700へーパ―ハニカムコアパ―ネット35	2箇所		○	○	
チ	物入中棚 (3)	W695×D640へーパ―ハニカムコアパ―ネット35	2箇所		○	○	
ツ	押入中棚	W1780×D870程度へーパ―ハニカムコアパ―ネット35	2箇所		○	○	
テ	押入天袋	W1780×D870程度へーパ―ハニカムコアパ―ネット35	2箇所		○	○	
ト	下足入	W1000×D370×H2150	2箇所		○	○	
ナ	カウンター	表面塗装品	1箇所			○	
ニ	浴室カイダー枠新設	W810×H1800四方枠見込90	15.66m	○	○	○	
(7) 左官工事							
ア	枠ムル充填		24.2㎡			○	
(8) 撤 去							
ア	床清掃		208.6㎡	○	○	○	○
イ	壁清掃		223.6㎡		○	○	
ウ	間仕切軸組	60×45	63.13㎡			○	
エ	床組撤去	つか立て	10.05㎡		○	○	
オ	床組撤去	ころばし	10.05㎡		○	○	
カ	鴨居撤去		45.6m		○	○	
キ	畳撤去		12枚		○	○	
ク	ビニル幅木・廻り縁撤去		205.81m		○	○	
ケ	壁合板撤去	一般	221.85㎡		○	○	
コ	天井合板撤去	一般	11.7㎡		○	○	
サ	天井クロス撤去	一般	135.4㎡	○	○	○	○
シ	木製扉撤去	片開き 枠共	14.60㎡			○	
ス	建具撤去	片開き 枠共	9.57㎡			○	
セ	建具撤去	両開き 枠共	9.22㎡			○	

件 名	東山宿舎C棟内装等補修工事	図面番号	2/17
種 別	数量・使用材料表 (1 / 3)	縮 尺	

項 目		数量	整備対象			
			709号室	809号室	909号室	1009号室
ソ	建具周囲はつり	RC20cm	44.03m		○	
タ	点検口撤去		8箇所	○	○	○
チ	バルコニー手摺撤去	アルミ製	3箇所	○	○	○
ツ	布団掛撤去	アルミ製	3箇所	○	○	○
テ	物干し金物撤去	アルミ製	3箇所	○	○	
ト	設備用キャップ撤去	樹脂製	8箇所		○	
ナ	設備用スリーブ撤去	VUφ75	4箇所		○	
ニ	インサート撤去	内部壁面用	8箇所		○	
ヌ	宿舍用帽子掛け撤去	既製品	1箇所	○	○	
ネ	房掛け撤去	SUS既製品	4箇所	○	○	
ノ	カーテンレール撤去		13.6m	○	○	
ハ	物入中棚（1）撤去	W1670×D850へ°-ハ°-ハニカムアハ°裃t35	2箇所	○	○	
ヒ	物入中棚（2）撤去	W1370×D700へ°-ハ°-ハニカムアハ°裃t35	2箇所	○	○	
フ	物入中棚（3）撤去	W695×D640へ°-ハ°-ハニカムアハ°裃t35	2箇所	○	○	
ヘ	押入中棚撤去	W1780×D870程度へ°-ハ°-ハニカムアハ°裃t35	2箇所	○	○	
ホ	押入天袋撤去	W1780×D870程度へ°-ハ°-ハニカムアハ°裃t35	2箇所	○	○	
マ	下足入撤去	W1000×D370×H2150	2箇所	○	○	
ミ	カウンター撤去	t35	1箇所		○	
ム	浴室カイダー枠撤去	W810×h1800四方枠見込み90	15.66m	○	○	○
メ	サインタイル撤去	SUS製	1箇所		○	
2 電気設備工事						
(1) 配管工事						
ア	電線管	PF14	150.6m		○	○
イ	電線管	PF16	135m		○	○
(2) 配線工事						
ア	600V絶縁電線	EM-IE1.6×1	103.2m		○	○
イ	600V絶縁電線	EM-IE1.6×2	147.6m		○	○
ウ	600V絶縁電線	EM-IE1.6×3	14.2m		○	○
エ	600V絶縁電線	EM-IE1.6×4	6.4m		○	○
オ	600V絶縁電線	EM-IE2.0×2	93.2m		○	○
カ	警報用ケーブル	EM-AE0.9-2C	27m		○	○
(3) 電灯設備工事						
ア	タンブラスイッチ	1P15A×1	4個		○	○
イ	タンブラスイッチ	1P15A×2	6個		○	○
ウ	コンセント	2P15A×2	26個		○	○
エ	コンセント	2P15A×2ET	8個		○	○
オ	コンセント	2P20A×1	8個		○	○
カ	照明器具（玄関）	LGB51615LE1	2個		○	○
キ	照明器具（便所）	LGW51714CF1	2個		○	○
ク	照明器具（洗面所）	LGW51704WCF1	2個		○	○
ケ	照明器具（台所）	LGB52015LE1	2個		○	○
コ	照明器具（棚下灯）	LGB52096LE1	2個		○	○
サ	照明器具	浴室照明器具LGB51615LE1	2個		○	○
シ	住宅用分電盤	40A 6+2 BQWB84821	2個		○	○
ス	シーリング	WG9200W	10個		○	○
(4) 誘導支援設備工事						
ア	テレビインターホン設備	アイホンQHK-3KAT	2個		○	○
イ	インターホン子機	VJ-PR-N0	2個		○	○

項 目			数量	整備対象			
				709号室	809号室	909号室	1009号室
(5) テレビ共同受信設備工事							
ア	テレビ端子		10個		○	○	
(6) 火災報知設備工事							
ア	スポット型感知器		12個		○	○	
イ	住戸用受信機		2個		○	○	
ウ	表示灯		2個		○	○	
エ	警報ベル		2個		○	○	
オ	戸外点検用中継器		2個		○	○	
カ	立会検査		1工事		○	○	
(7) 撤去工事							
ア	P F 管撤去	PF14	150.6個		○	○	
イ	P F 管撤去	PF16	135個		○	○	
ウ	電線撤去	EM-IE1.6	466.6m		○	○	
エ	電線撤去	EM-IE2.0	186.4m		○	○	
オ	警報用ケーブル撤去	EM-AE0.9	27m		○	○	
カ	タンブラスイッチ撤去	1P15A×2	4個		○	○	
キ	タンブラスイッチ撤去	2P20A×1	6個		○	○	
ク	コンセント撤去	2P15A×2	26個		○	○	
ケ	コンセント撤去	2P15A×2ET	8個		○	○	
コ	コンセント撤去	2P20A×1	8個		○	○	
サ	照明器具撤去	FL20W×1	2個		○	○	
シ	照明器具撤去	FL40W×1	14個		○	○	
ス	シーリング撤去		10個		○	○	
セ	配電盤撤去		2式		○	○	
ソ	インターホン親機撤去		2個		○	○	
タ	インターホン子機撤去		2個		○	○	
チ	テレビ端子撤去		10個		○	○	
ツ	スポット型感知器撤去		12個		○	○	
テ	住宅用受信機撤去		2個		○	○	
ト	表示灯撤去		2個		○	○	
ナ	警報ベル撤去		2個		○	○	
ニ	戸外中継装置撤去		2個		○	○	
3 機械設備工事							
(1) 配管工事							
ア	水道用硬質塩化ビニル管	給水管SGP-PD20	22.8m			○	
イ	給湯管	銅管20A	20.4m			○	
ウ	硬質塩化ビニル管	排水管VP40A	1.5m			○	
エ	硬質塩化ビニル管	排水管VP50A	5.3m			○	
オ	硬質塩化ビニル管	排水管VP65A	2.3m			○	
カ	硬質塩化ビニル管	排水管VP75A	1.3m			○	
キ	ガス管	配管用炭素鋼鋼管（黒）15A	10.2m			○	
ク	追い炊き管	13A	9m			○	
(2) 空気調和設備工事							
ア	天井扇（浴室・洗面所）	200φ以下	2個			○	
イ	天井扇（便所）	三菱+AE47:AH47電機VD-172C3-BL	1個			○	
ウ	天井扇（中間ファン）	三菱電機EX-20SK9-C	1個			○	
エ	換気扇（レンジフード）	500φ以下	1個			○	
オ	換気扇（居間）	レジスター（ABS）・VC200（SUS・防虫網付）	2個			○	○
カ	換気扇（居間）	レジスター（ABS）・VC150（SUS・防虫網付）	2個			○	○

項 目		数量	整備対象			
			709号室	809号室	909号室	1009号室
キ	換気扇（玄関）	レジスター（ABS）・VC125（SUS・防虫網付）	1個		○	
(3)ダクト設備工事						
ア	スパイラルダクト	150φ	7.5m		○	
イ	硬質塩化ビニル管 二層管路	125A VPW	3.3m		○	
ウ	硬質塩化ビニル管 二層管路	100A VPM	4.8m		○	
エ	換気用耐火二層管	125A VW	1.5個		○	
オ	排気フード	一重	1個		○	
(4)保温工事						
ア	保温	一般ダクト	7.5m		○	
(5)衛生器具設備工事						
ア	大便器	LIXIL YBC-Z30PM 壁排水	2個		○	
イ	洗濯機パン		1個		○	
ウ	洗面化粧台	LBFTV-754S/VP1W、MFTX1-751XFJ(BL)	1個		○	
エ	洗面所タオル掛け	タオルハンガーL（600L）	1個		○	
オ	便所用タオル掛け	タオルハンガーS（450L）	1個		○	
カ	紙巻器	TS-MGN-KM2	1個		○	
キ	ユニットバス	ub1216 BL認定品（給排水・電気接続含む）	3個	○	○	○
ク	混合水栓	13A	1個		○	
ケ	水栓	13A	1個		○	
コ	流し台	DY-150L	1個		○	
サ	戸棚	1500×350×700	1個		○	
シ	ガスレンジ	650×650×620	1個		○	
(7)撤去工事						
ア	給水管撤去		22.8m		○	
イ	給湯管撤去		20.4m		○	
ウ	排水管40A撤去		1.5m		○	
エ	排水管50A撤去		5.3m		○	
オ	排水管65A撤去		2.3m		○	
カ	排水管75A撤去		1.3m		○	
キ	ガス管15A撤去		10.2m		○	
ク	追い焚き管13A撤去		9m		○	
ケ	天井扇撤去	浴室・洗面所	2式		○	
コ	天井扇撤去	便所	1式		○	
サ	天井扇撤去	中間ファン	1式		○	
シ	換気扇撤去	レンジフード	2式		○	
ス	換気扇撤去	レジスター（ABS）・VC200（SUS・防虫網付）	2式		○	
セ	換気扇撤去	レジスター（ABS）・VC150（SUS・防虫網付）	1式		○	
ソ	換気扇撤去	レジスター（ABS）・VC125（SUS・防虫網付）	1式		○	
タ	スパイラルダクト撤去	150φ	7.5m		○	
チ	硬質塩化ビニル管 二層管路撤去	125A VPW	3.3m		○	
ツ	硬質塩化ビニル管 二層管路撤去	100A VPM	4.8m		○	
テ	換気用耐火二層管撤去	125A VW	1.5m		○	
ト	排気フード撤去	一重	1式		○	
ナ	保温撤去	屋内隠蔽	7.5㎡		○	
ニ	大便器撤去	タンク式	1組		○	
ヌ	洗濯機パン撤去		1組		○	
ネ	洗面化粧台撤去		1組		○	
ノ	洗面所タオル掛け撤去		1組		○	
ハ	便所用タオル掛け撤去		1組		○	

項 目		数量	整備対象			
			709号室	809号室	909号室	1009号室
ヒ	紙巻器撤去	1組			○	
フ	ユニットバス撤去	重量機器	3式	○	○	
ヘ	混合水栓撤去	1式			○	
ホ	水栓撤去	1式			○	
マ	流し台撤去	重量機器	1式		○	
ミ	戸棚撤去	1式			○	
ム	ガスレンジ撤去	重量機器	1式		○	
4 その他						
ア	産業廃棄物処分	収集・運搬込	1式	○		

件 名	東山宿舎C棟内装等補修工事	図面番号	4/17
種 別	数量・使用材料表（3／3）	縮 尺	

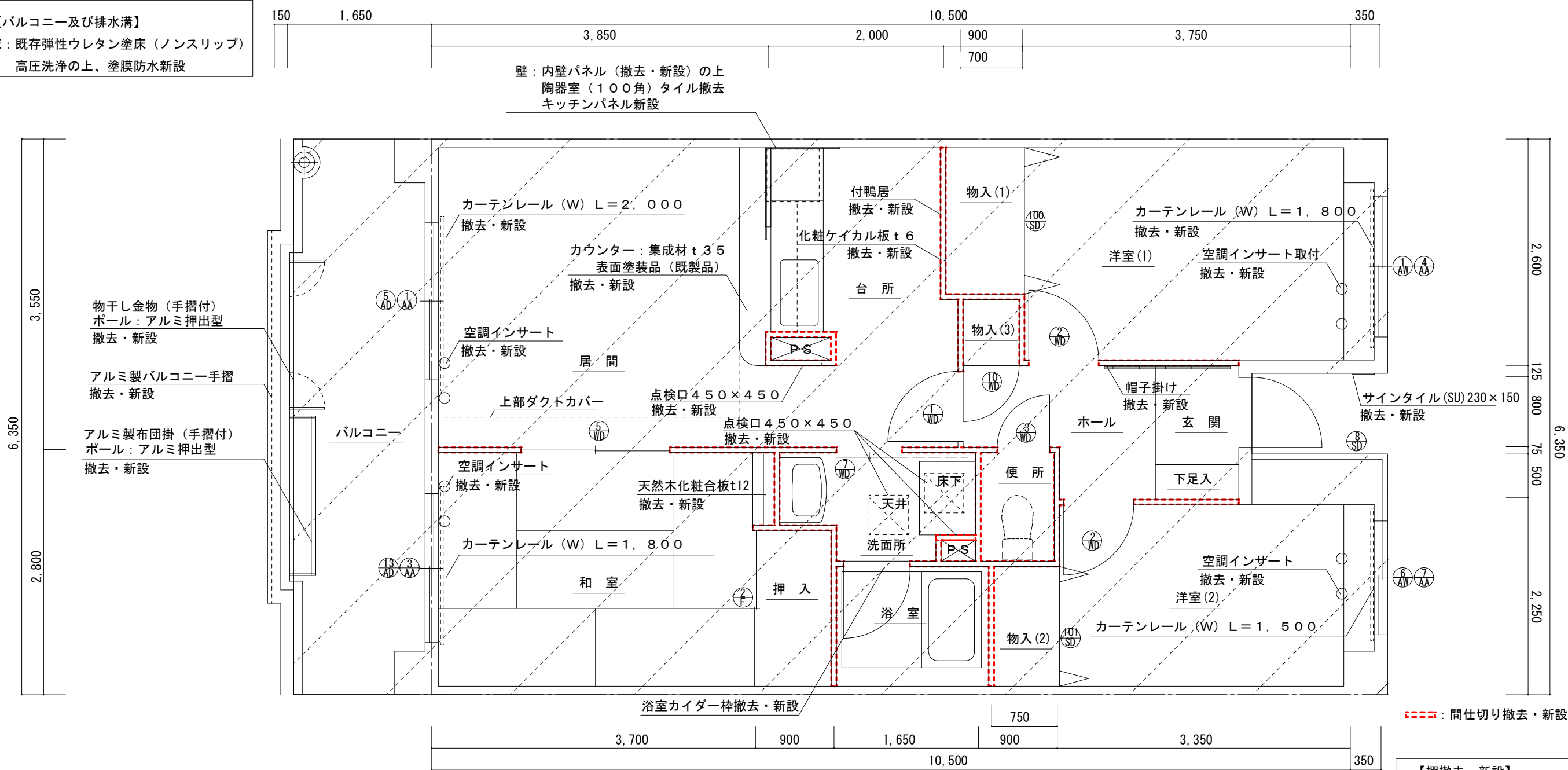
【居間】
床：乾式二重床・天然木化粧合板 t 1 2 撤去・新設
巾木：木既製 H = 6 0 撤去・新設
壁：内壁パネル ポリエステル化粧合板 t 4 撤去・新設
一部 断熱パネル t 3 0 (ポリエステル化粧合板 t 4) 撤去・新設
天井：ビニルクロス貼撤去
LGS (19型)・石膏ボード A 9. 5 の上ビニルクロス貼新設

【台所】
床：乾式二重床・耐水合板 t 1 5 撤去・新設
長尺塩ビシート t 2. 3 (発砲層有) 撤去・新設
壁：内壁パネル ポリエステル化粧合板 t 4 撤去・新設
天井：ビニルクロス貼撤去
LGS (19型) 石膏ボード A 9. 5 の上
ビニルクロス貼新設

【洋室 (1)】
床：乾式二重床・天然木化粧合板 t 1 2 撤去・新設
巾木：木既製 H = 6 0 撤去・新設
壁：内壁パネル ポリエステル化粧合板 t 4 撤去・新設
一部 断熱パネル t 3 0 (ポリエステル化粧合板 t 4) 撤去・新設
天井：ビニルクロス貼撤去
LGs (19型)・石膏ボード A 9. 5 の上ビニルクロス貼新設

【玄関・ホール】
床 (玄関) 陶器質タイル t 1 0 0 撤去・新設
床 (ホール)：乾式二重床の上耐水合板 t 1 2、
長尺塩ビシート t 2. 3 撤去・新設
巾木：木既製 H = 6 0 及び H = 1 5 0 撤去・新設
壁：断熱パネル t 3 0 (ポリエステル化粧合板 t 4)
撤去・新設
天井：ビニルクロス貼撤去・新設

【バルコニー及び排水溝】
床：既存弾性ウレタン塗床 (ノンスリップ)
高圧洗浄の上、塗膜防水新設



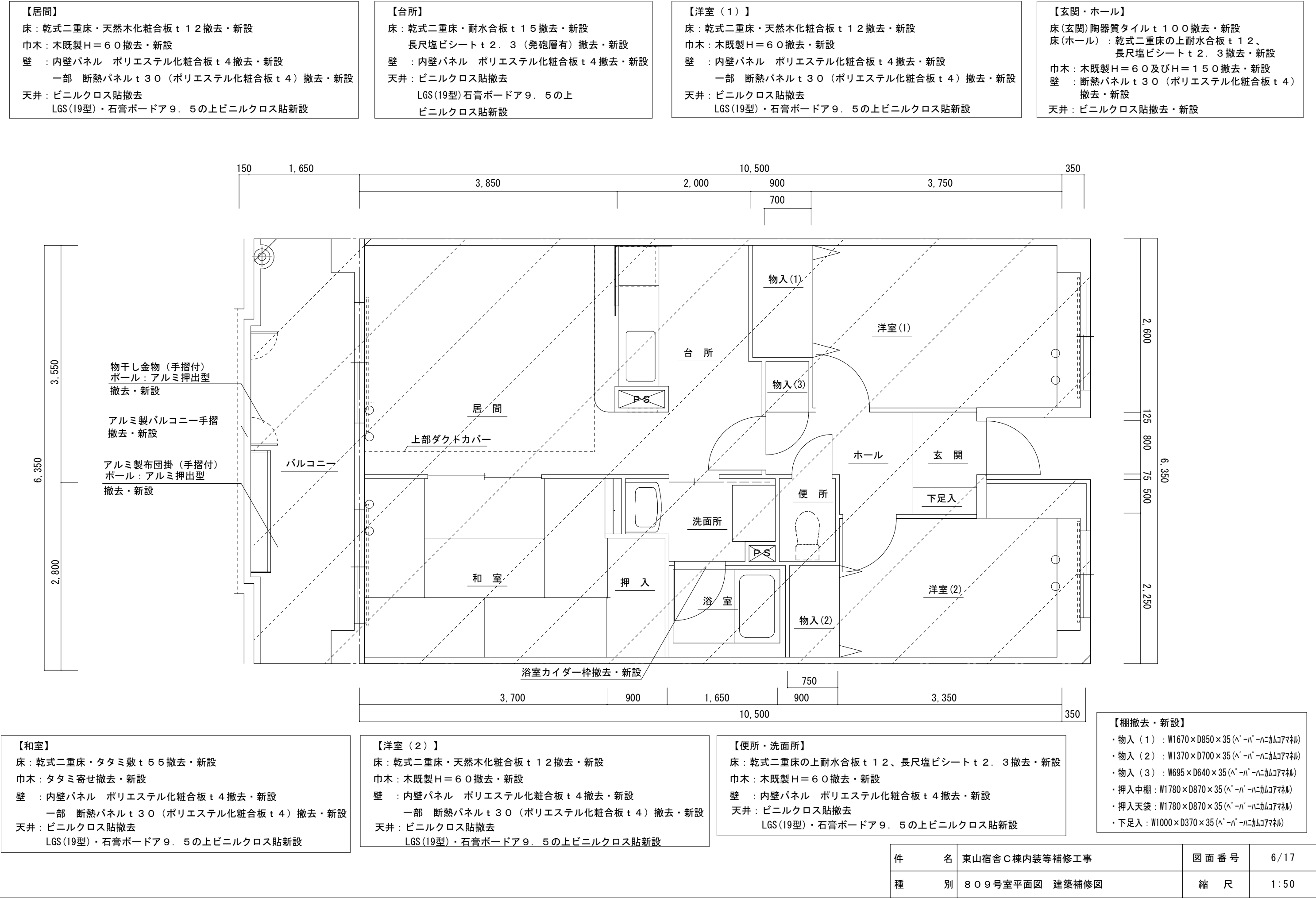
【和室】
床：乾式二重床・タタミ敷 t 5 5 撤去・新設
巾木：タタミ寄せ撤去・新設
壁：内壁パネル ポリエステル化粧合板 t 4 撤去・新設
一部 断熱パネル t 3 0 (ポリエステル化粧合板 t 4) 撤去・新設
天井：ビニルクロス貼撤去
LGS (19型)・石膏ボード A 9. 5 の上ビニルクロス貼新設

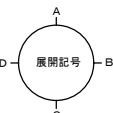
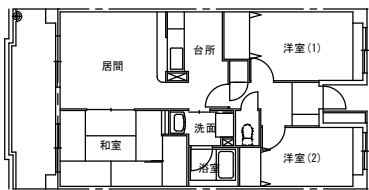
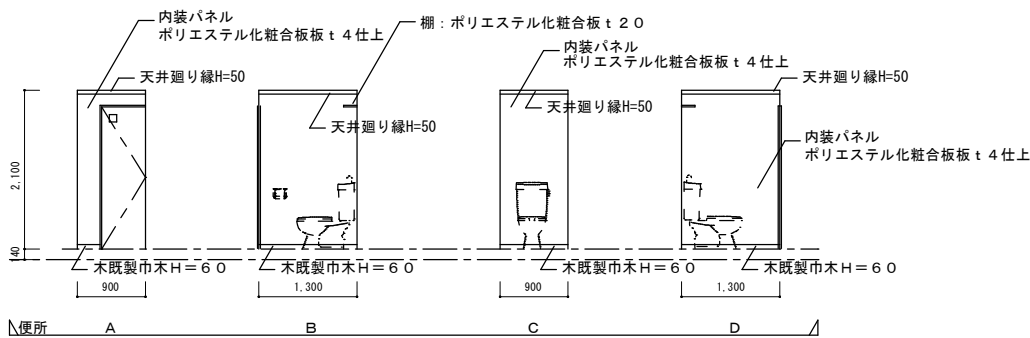
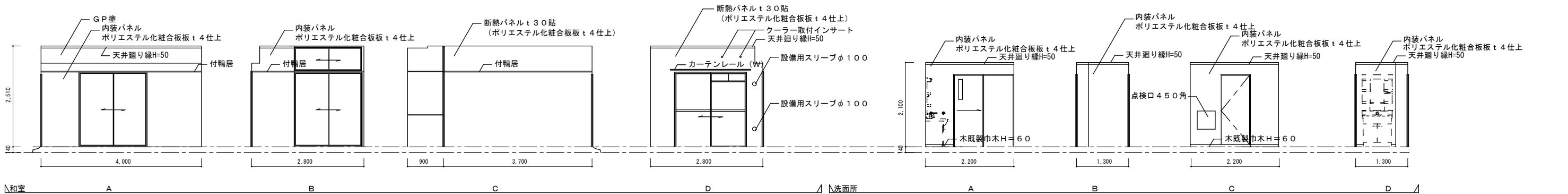
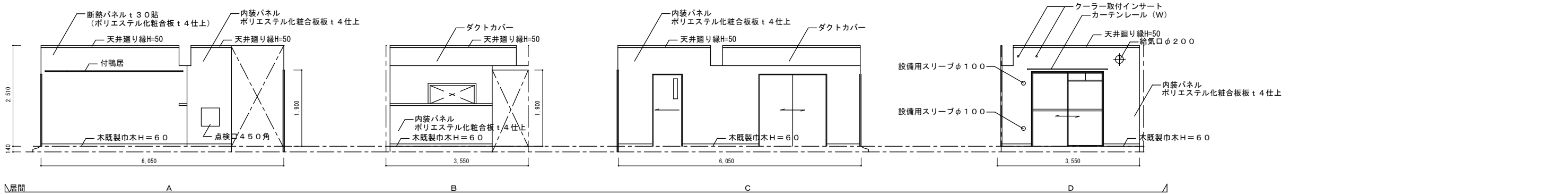
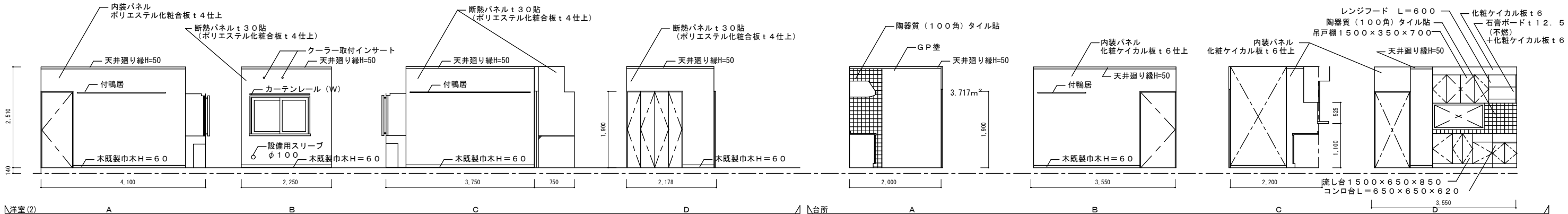
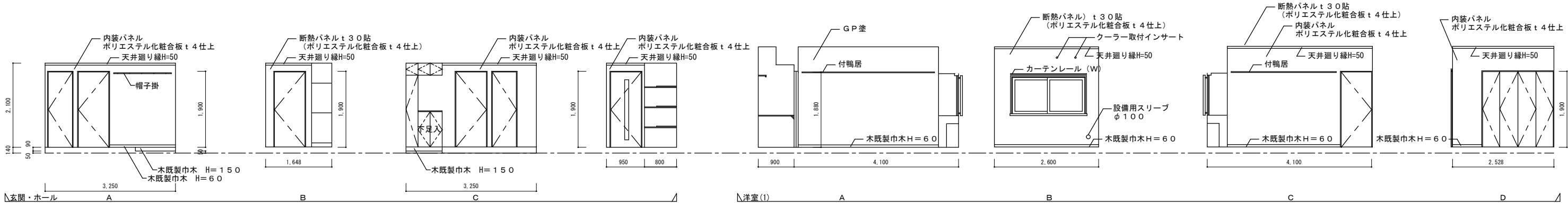
【洋室 (2)】
床：乾式二重床・天然木化粧合板 t 1 2 撤去・新設
巾木：木既製 H = 6 0 撤去・新設
壁：内壁パネル ポリエステル化粧合板 t 4 撤去・新設
一部 断熱パネル t 3 0 (ポリエステル化粧合板 t 4) 撤去・新設
天井：ビニルクロス貼撤去
LGS (19型)・石膏ボード A 9. 5 の上ビニルクロス貼新設

【便所・洗面所】
床：乾式二重床の上耐水合板 t 1 2、長尺塩ビシート t 2. 3 撤去・新設
巾木：木既製 H = 6 0 撤去・新設
壁：内壁パネル ポリエステル化粧合板 t 4 撤去・新設
天井：ビニルクロス貼撤去
LGS (19型)・石膏ボード A 9. 5 の上ビニルクロス貼新設

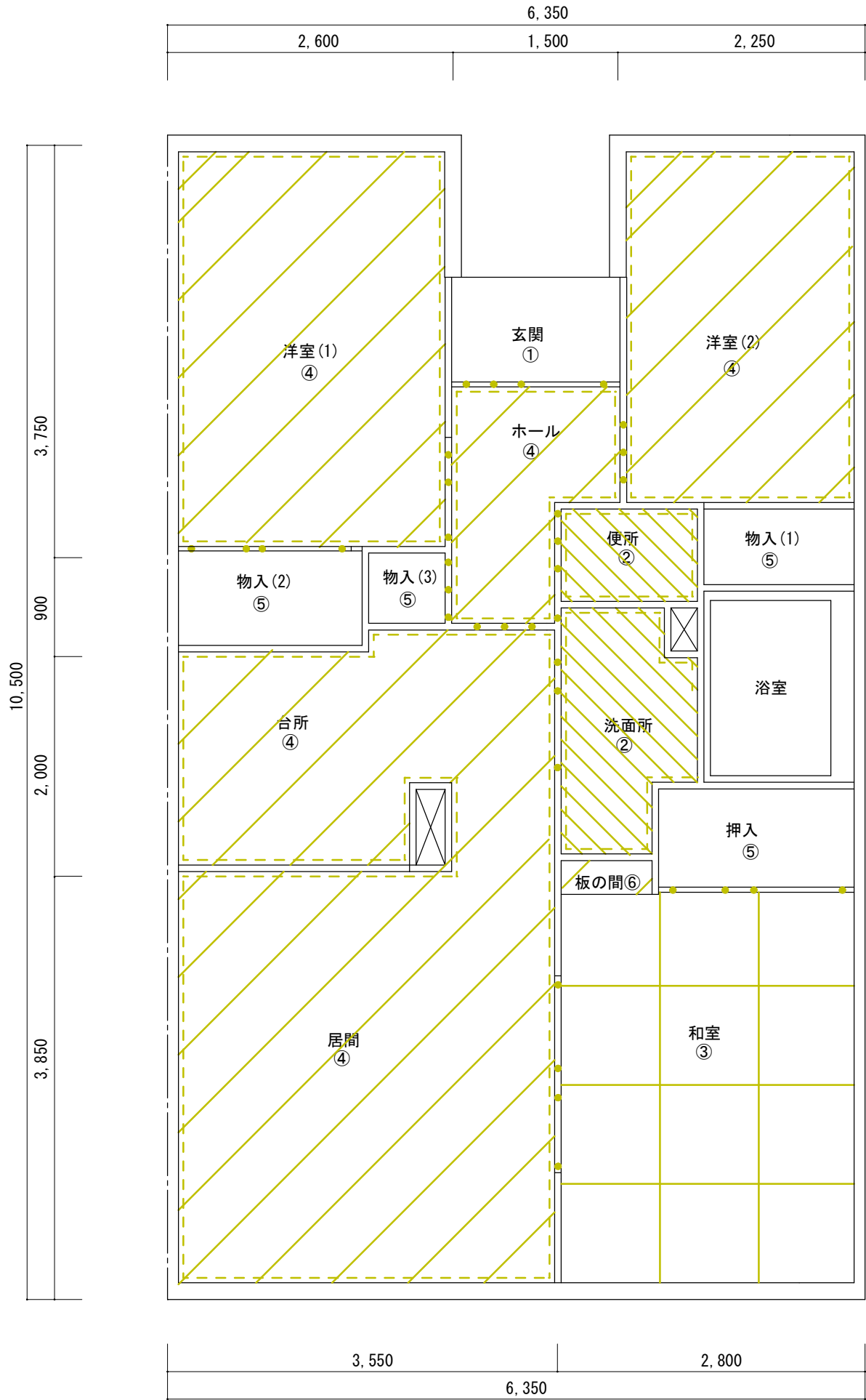
【棚撤去・新設】
・物入 (1)：W1670×D850×35 (A°-H°-Hニカムアマネル)
・物入 (2)：W1370×D700×35 (A°-H°-Hニカムアマネル)
・物入 (3)：W695×D640×35 (A°-H°-Hニカムアマネル)
・押入中棚：W1780×D870×35 (A°-H°-Hニカムアマネル)
・押入天袋：W1780×D870×35 (A°-H°-Hニカムアマネル)
・下足入：W1000×D370×35 (A°-H°-Hニカムアマネル)

件名	東山宿舎C棟内装等補修工事	図面番号	5/17
種別	9 0 9号室平面図 建築補修図	縮尺	1:50





件名	東山宿舍C棟内装等補修工事	図面番号	8/17
種別	展開図	縮尺	1:100



特記なきは、下記による。

--- は、際根太（90×45）及び根太（90×45）を示す。

--- は、パネル掛け（60×30）を示す。

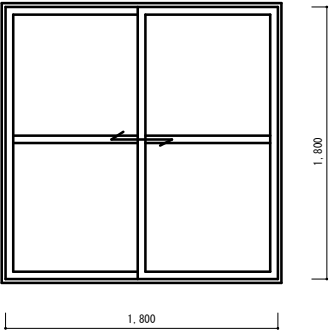
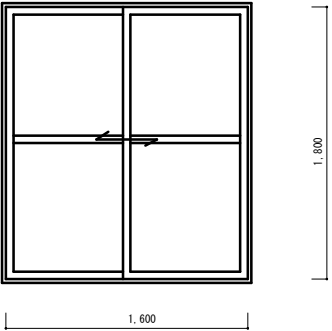
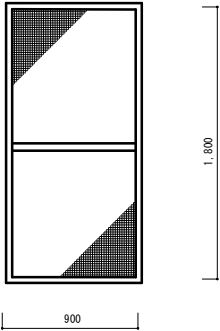
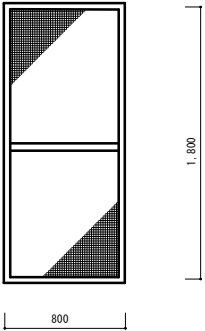
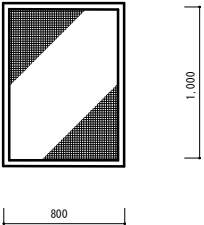
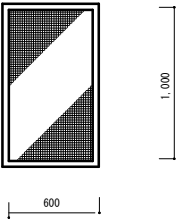
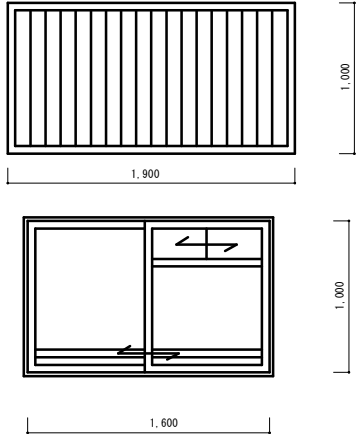
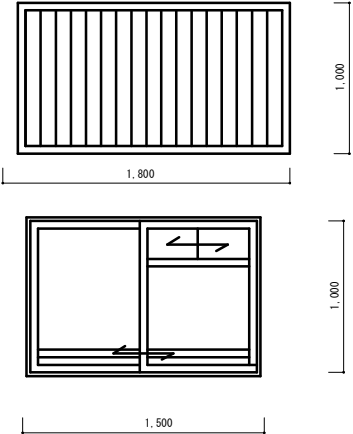
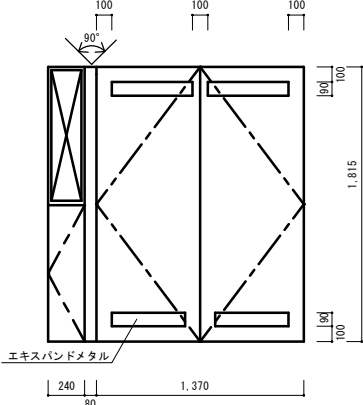
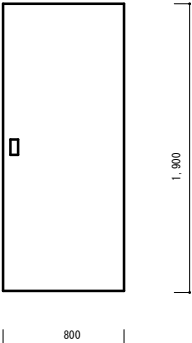
●● は、土台（90×45）を示す。
（アンカーボルトは@900とし、端から、100程度離すものとする。）

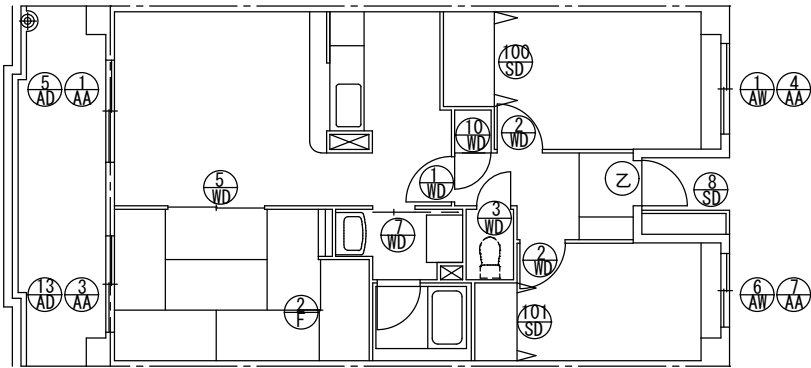
床パネル凡例		
④		化粧仕上（フローリング共）
②		素地
③		畳下

記 号	仕 上	下 地
①	陶器質タイル100角	モルタル塗
②	長尺塩ビシート厚2.3（発砲層有り）	乾式二重床の上耐水合板厚15
③	たたみ敷き厚55	乾式二重床
④	天然木化粧合板厚12以上	乾式二重床
⑤	床パネル厚35	木造根太組
⑥	天然木化粧合板厚12以上	木造根太組

※809号室・909号室全撤去・新設

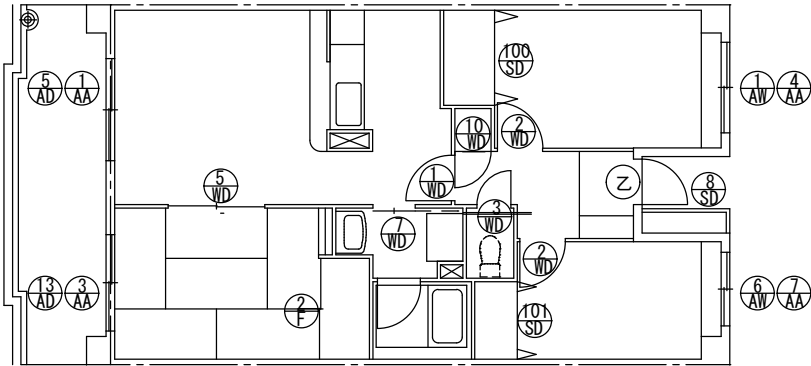
件 名	東山宿舎 C 棟内装補修工事	図 面 番 号	10/17
種 別	天井伏図	縮 尺	1 : 50

記号 名称	⑤ ADアルミ製引き違い扉 (BL-B 200kgf/m ²)		⑬ ADアルミ製引き違い扉 (BL-B 200kgf/m ²)		① AAアルミ製網戸		③ AAアルミ製網戸		④ AAアルミ製網戸	
姿 図										
仕上見込	BL-B型 B-1種 枠見込：70		BL-B型 B-1種 枠見込：70		網はステンレス製とする。		網はステンレス製とする。		網はステンレス製とする。	
硝 子	上部：FL t3、下部：F t4		上部：FL t3、下部：F t4							
金 物	アルミアングル アルミ二重水切W=110		アルミアングル アルミ二重水切W=110		網戸鍵（マイティロック）		網戸鍵（マイティロック）		網戸鍵（マイティロック）	
備 考										
記号 名称	⑦ AAアルミ製網戸		① AWアルミ製引き違い窓 (BL-B 200kgf/m ²)		⑥ AWアルミ製引き違い窓 (BL-B 補強360kgf/m ²)		⑧ SD両開スチール製 片面フラッシュ扉		② 片開きスチール扉	
姿 図										
仕上見込	網はステンレス製とする。		BL-B型 B-1種 枠見込：70		BL-B型 B-1種 枠見込：70		2-PUE 扉見込：40、枠見込：50		常閉式乙種 扉見込：40 枠見込80	
硝 子			FWG t6.8		FWG t6.8				両面鍵 扉断熱充填	
金 物	網戸鍵（マイティロック）		アルミアングル アルミ二重水切W=110 アルミ二面格子取付含む		アルミアングル アルミ二重水切W=110 アルミ二面格子取付含む		点検用ピボットヒンジ 3組 回転取手（空鍵） 2組 エキスパンドメタル開口はMB見付面積の5%かつ500cm ² を確保のこと。		塗装品 メーカー使用による（BL品）	
備 考										



件 名	東山宿舎C棟内装等補修工事	図面番号	11/17
種 別	建具表（1）	縮 尺	1：50

記号 名称	100 SD 鋼製折戸	101 SD 鋼製折戸	1 WD 木製方開フラッシュ戸	2 WD 木製方開フラッシュ戸	3 WD 木製方開フラッシュ戸
姿 図					
仕上見込	塗装品 メーカー使用による（ＢＬ品）	塗装品 メーカー使用による（ＢＬ品）	両面ポリ合板Ｔ＝２　ｔ２．５　扉見込：３３ 木口塗装	両面ポリ合板Ｔ＝２　ｔ２．５　扉見込：３３ 木口塗装	両面ポリ合板Ｔ＝２　ｔ２．５　扉見込：３３ 木口塗装
金 物	ガラリ付 他はメーカーの使用による	ガラリ付 他はメーカーの使用による	硝子：ＦＬ　ｔ５ レバーハンドル　空鍵　１組 ステンレス旗丁番　３組 ドアクローザー　１個 上框戸当たり　１個	レバーハンドル　空鍵　１組 ステンレス旗丁番　３組 ドアクローザー　１個 上框戸当たり　１個	硝子：ＦＬ　ｔ４ 非常開放装置付きレバーハンドル空鍵　１組 ステンレス旗丁番　３組 レバーストッパー（高受型）１組
備 考					
記号 名称	5 WD 木製片引フラッシュ戸	7 WD 木製片引フラッシュ戸	10 WD 木製片引フラッシュ戸	2 F 引違軽量襖	
姿 図					
仕上見込	両面ポリ合板Ｔ＝２　ｔ２．５　扉見込：３０ 裏面：新鳥ノ子紙	両面ポリ合板Ｔ＝２　ｔ２．５　扉見込：３０ 木口塗装	表面ポリ合板Ｔ＝２　ｔ２．５　扉見込：３３ 裏面ラワン合板　ｔ２．５ 木口塗装	表面新鳥ノ子紙　扉見込：１９．５以上 裏面雲花紙 化粧縁：カシュー塗	
金 物	内丸引手　４組 襖引手（プラスチック）大　２組 戸車　４本 Ｖレール　２本	硝子：Ｆ　ｔ４ 内丸引手　４組 戸車　２本 Ｖレール　１本 戸当り　１組	丸●一文字　１組 ステンレス旗丁番　３枚 調整付マグネットキャッチ　２個 丸型換気口　２組	襖引手（プラスチック）大　２個 敷居スベリ入り	



件 名	東山宿舍C棟内装等補修工事	図面番号	12/17
種 別	建具表（２）	縮 尺	１：５０

【器具表】

名 称	機器品番	機器型番※同等品可	備 考
洋式大便器	B L 認定品、節水Ⅱ型 床下排水型 紙巻紙、他一式	LIXIL YBC-Z30PM、LIXIL CF-39AK YDT-Z380PM（手洗あり）洗浄5L/小洗浄3.8L	
便所用タオル掛け	4 5 0 L 1 段	TS113AAY1R	
洗面化粧台	B L 認定品 6 0 0 タイプ シングルレバー混合栓 コンセント、蛍光灯	LBFTV-754S/VP1、WMFTX1-751XFJ (BL)	
洗面所タオル掛け	6 0 0 L 1 段	TS113AAY3R	
洗濯機パン	B L 認定品、8 0 0 × 6 4 0 鋳鉄製立て引きトラップ	PWF801R	
台所用混合水栓	シングルレバー式	TKF31FXBL	
洗濯機用混合水栓	2バルブ	TW21R	
ユニットバス	B L 認定品 1 2 0 0 型、浴槽1 2 0 0 タイプ	UB1216 (LIXIL リノビオV Eタイプ)	

【凡例】

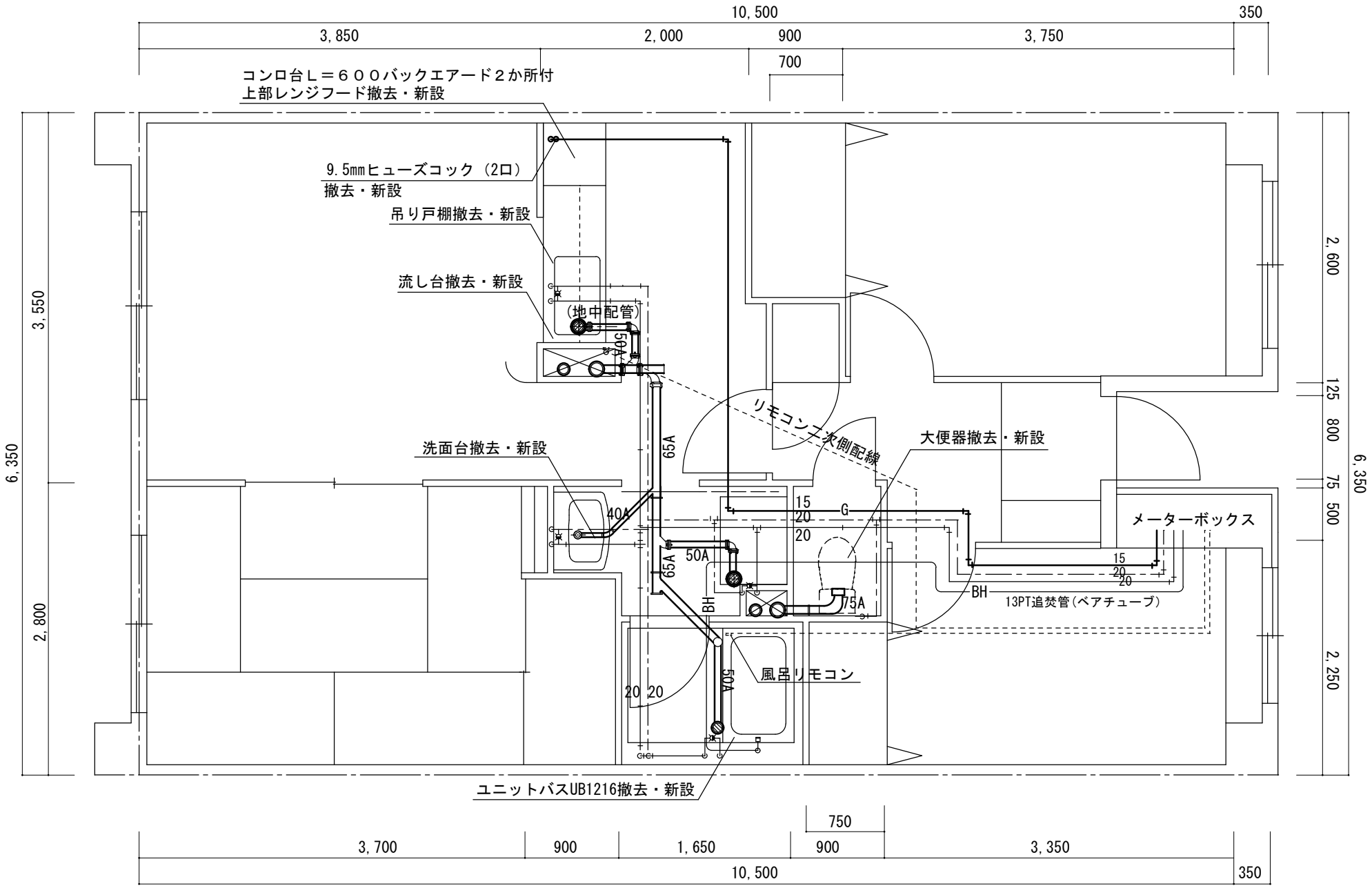
給湯管（銅管）

給水管（SGP-PD）

G

ガス管（配管用炭素鋼鋼管（黒））

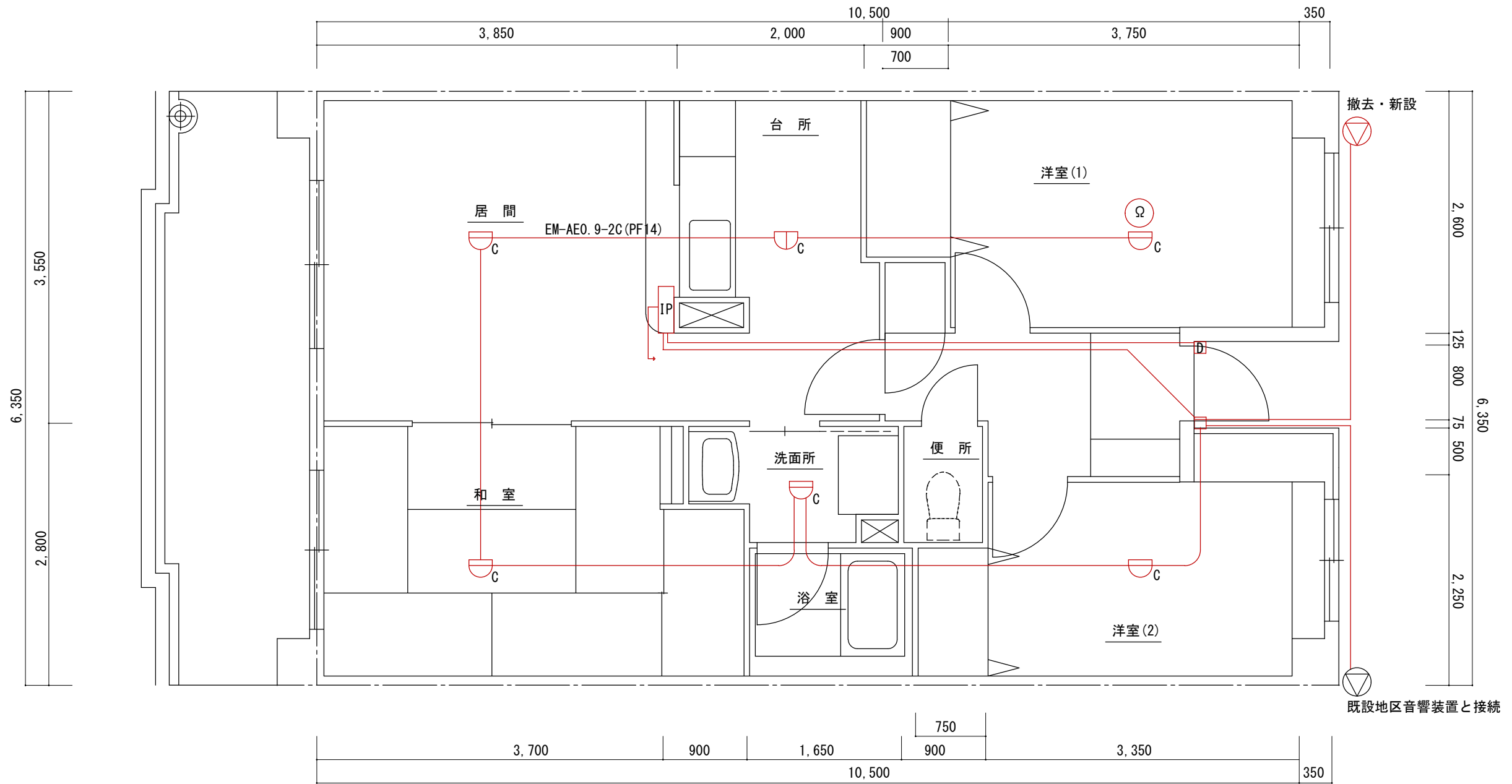
BH

追い焚き管

※ 909号室全撤去・新設、709号室及び809号室はユニットバス撤去・新設を実施

件 名	東山宿舍C棟内装補修工事	図面番号	13/17
種 別	機械設備・衛生器具設備補修図	縮 尺	1 : 50

記 号	名 称	記 事
 C	差動式スポット型感知器	2 種
 C	定温型式スポット型感知器	特殊 6 5℃ 防水型 D C 1 2 V 遠隔試験機能付
 Ω	専用終端器	住戸用感知器用及び戸外点検用
	戸外点検用中継器	遠隔試験用 住戸用受信機非常用電源省略対応
 D	戸外表示器	ドアホン子機付 住戸分岐器併設 アイホン V J - P R - N O
 IP	住戸用受信機	インターホン親機一体型 アイホン Q H K - 3 K A T
	地区音響装置	音声警報用スピーカー 1 W

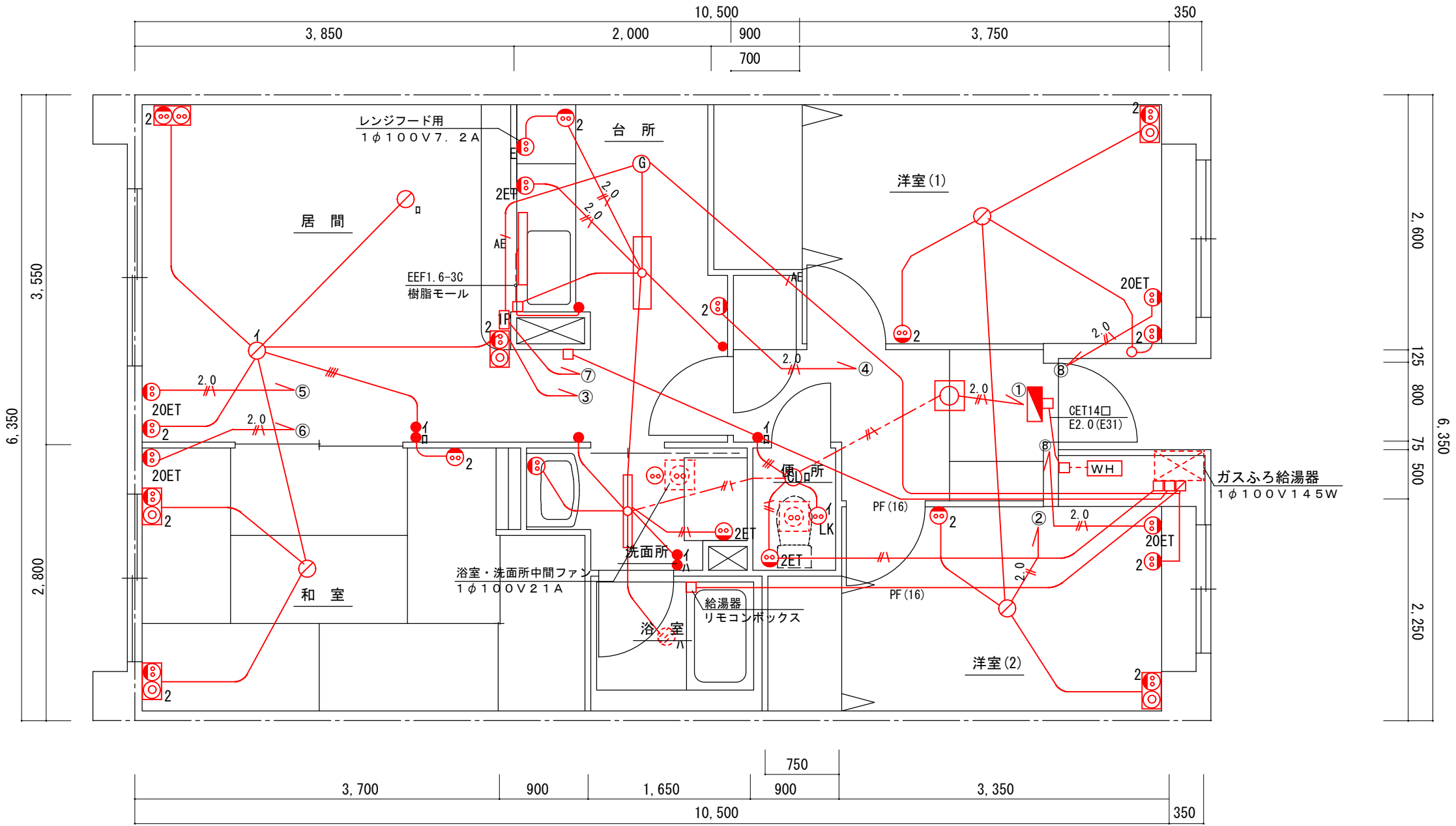


※ 8 0 9 号室・9 0 9 号室全撤去・新設

件 名	東山宿舎 C 棟内装補修工事	図面番号	14 / 17
種 別	火災報知設備補修図	縮 尺	1 : 50

名 称	仕 様 (参考型番)
玄関照明器具	LGB51615LE1
便所照明器具	LGW51714CF1
洗面所照明器具	LGW51704WCF1
台所照明器具	LGB52015LE1
棚下灯	LGB52096LE1
浴室照明	LGB51615LE1

【凡例】	
2.0	EM-IE2.0×2 (PF14)
2.0	EM-IE2.0×2 (PF16)
2.0	EM-IE1.6×1
2.0	EM-IE1.6×2 (PF14)
2.0	EM-IE1.6×3 (PF14)
2.0	EM-IE1.6×4 (PF14)
2.0	EM-EEF2.0×2C (ころがし)
2.0	EM-EEF1.6×3C (ころがし)
2.0	EM-EEF1.6×2C×2 (ころがし)
AE	EM-AE0.9-2 (PF14)
シ	シーリング

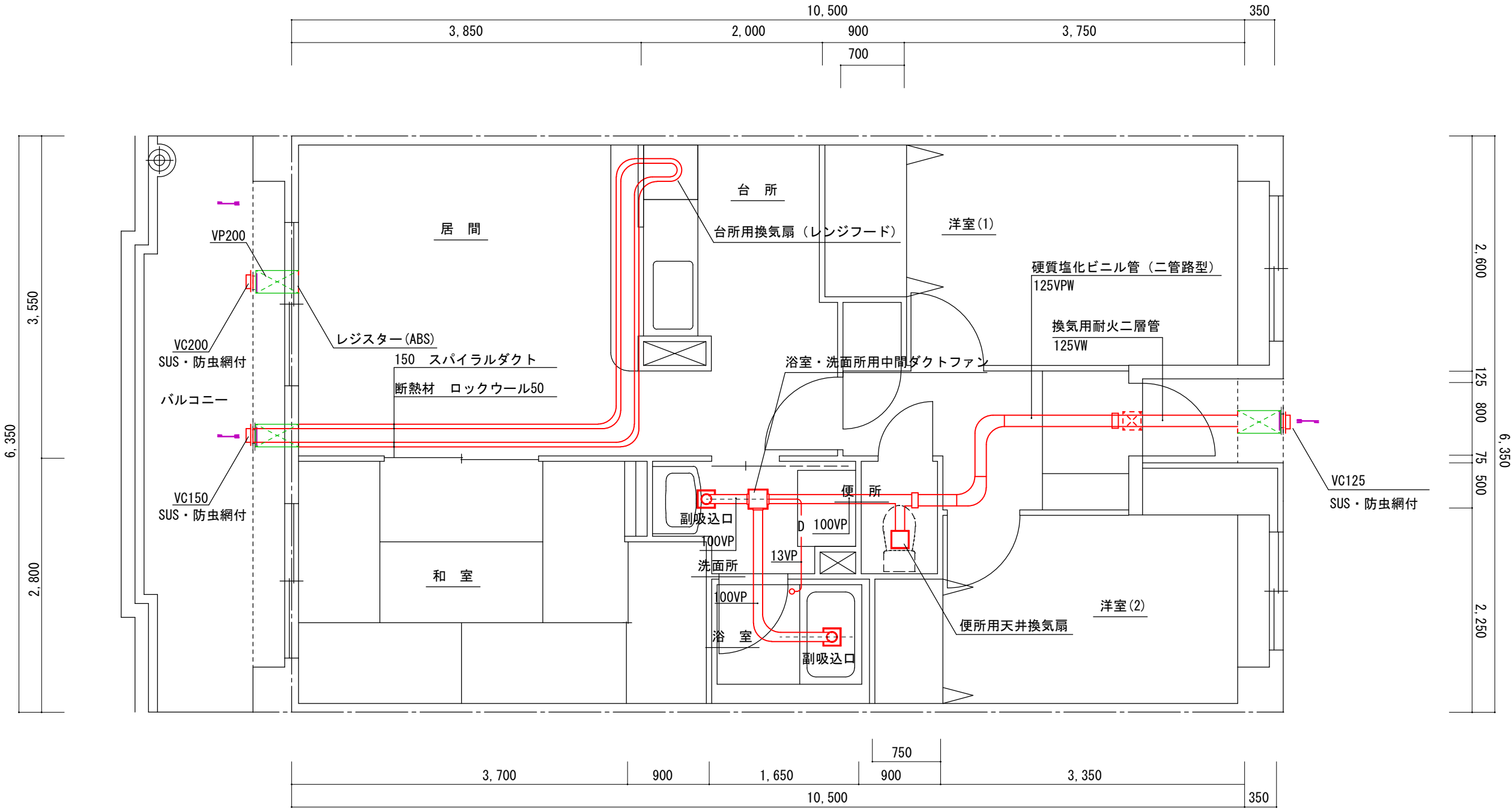


※809号室・909号室全撤去・新設

件 名	東山宿舎C棟内装等補修工事	図面番号	15/17
種 別	電気設備補修図	縮 尺	1 : 50

【器具表】

名 称	機器品番		機器型番※同等品可	備 考
レンジフードファン	B L 認定品	6 0 0 タイプ 深型 照明、廃棄アタッチメント	三菱電機 B-603K-BL、P-60MA3	
天井扇	B L 認定品	I 型	三菱電機 VD-17ZC3-BL	
中間取付ダクトファン	B L 認定品	2 室用 II 型	EX-172C3-BL	



※ 909号室全撤去・新設、1009号室は、居間のVC150及びVC200を撤去・新設

件 名	東山宿舎C棟内装等補修工事	図面番号	16/17
種 別	換気設備補修図	縮 尺	1 : 50

共通仕様書

1 総 則

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊衛生学校における各種工事及び役務について、共通的な必要事項を規定する。
- (2) 設計図書及び本仕様書に記載のない事項は、国土交通省制定の各種工事共通仕様書もしくは保全業務共通仕様書、製造者が規定する仕様並びに商習慣によるほか、工事・役務監督官（以下「監督官」という。）の指示による。

2 適用範囲

この共通仕様書の適用範囲は、本契約に関連する事項のみ適用する。

3 軽微な変更

納まり、取合せ等の為の軽微な変更は、監督官の指示により行う。この場合、請負金額の増減、又は納期の変更はしない。

4 使用材料

- (1) 使用材料は全て新品（官給品除く）とする。但し、仮設材料はこの限りでない。
- (2) 指定された材料は、選定に先立って見本を官側へ提出し、承認を受ける。
- (3) 使用材料は、官側の材料検査に合格したもののみ使用できる。
- (4) 検査に合格した材料であっても、使用時に監督官が変質または不良品と認めたものは、使用することはできない。
- (5) 材料は日本工業規格（J I S）等を標準とし、これらの規格の無いものについては官側の指示に従う。
- (6) 材料置場は、監督官の指示した場所とする。

5 指定作業の点検

以下の作業が終了した時には、官側の点検を受ける。この際、官側の承諾を受けなければ次の作業に着手してはならない。

- (1) 工事もしくは役務完了後に外部から明視できなくなる箇所
- (2) 官側からあらかじめ指定された作業

6 水道電気等の使用

作業に使用する水道、電気等を部隊施設から受ける場合は、特記がある場合を除き、あらかじめ監督官と調整し、指示に従い使用する。但し、これらにかかる光熱水料は、請負者の負担とする。

7 諸法規等の遵守

請負者は、労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害保険法の他、関係各法規及び防衛省の規定を遵守し、工事もしくは役務の円滑なる進捗を図る。

8 作業時間等

作業実施日及び時間については、監督官と調整の上実施すること。

9 跡片付け

作業終了に際しては、作業場所の跡片付け及び清掃を実施する。

10 発生材及び産業廃棄物の処置

- (1) 鉄くず等、官側へ引き渡す発生材は、発生材調書を提出し、監督官の指示により指定場所に集積する。
- (2) 産業廃棄物の処置については、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に搬出・処分を行うものとし、特記がある場合を除き、処分完了の証明書（マニフェストE票）の写しを監督官に提出するものとする。
- (3) (2)の処分は、納期内に完了させるものとする。

11 検査官による検査

- (1) 工事もしくは役務が完了したならば、官側に申し出て、検査官による検査を受ける。
- (2) 検査の結果不合格の箇所があった場合は、請負者の負担において直ちに是正し、再度検査を受ける。

12 物品等の返納

第11項の検査合格後、速やかに貸与されていた設計図書等を官側に返納する。

13 請負者の責務

- (1) 現場代理人は作業時常駐とする。

- (2) 作業場所への作業員その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、及び火災、盗難、その他事故防止については、請負者責任でこれを管理する。
- (3) 作業場所は、常に材料その他の整理整頓及び清掃を行う。
- (4) 作業場所及びその周辺にある既設構造物に、損傷を及ぼさないよう十分な防護を施す。万一損傷を与えた場合には、請負者の負担において修復するものとする。
- (5) 請負者は、感染症法上で5類以上に分類された感染症の症状が作業員にみられる場合は、厚生労働省が定める感染拡大防止に関するガイドラインに基づき、適正に管理する。

14 安全管理

- (1) 作業員は、安全管理に万全を期する。
- (2) 作業場所又はその付近で作業するときは、標示又は見張人を置く等、安全の確保に努める。

15 工程表及び作業計画

請負者は、請負契約成立後、監督官と事前協議のうえ、工程表を早期に官側に提出し、作業の手順及び作業計画について、承認を受けた後でなければ、作業を開始してはならない。

16 提出書類

請負者は、下記に示す書類・特記したものと及び監督官が別示する書類を提出する。

番号	提出書類名称	提出部数	提出時期等
1	工程表	2部	契約後速やかに
2	工事打合せ簿	必要の都度1部	契約後速やかに
3	現場代理人等通知書	2部	契約後速やかに
4	施工体制台帳	1部	下請契約を実施した場合のみ、作業開始までに
5	工事使用材料カタログ・承認図	1部	必要の都度速やかに
6	工事材料搬入報告書	2部	材料検査の都度
7	産業廃棄物管理票	必要の都度1部	産業廃棄物が発生した場合のみ、竣工検査までに
8	産業廃棄物収集運搬業許可証／産業廃棄物処分業許可証（写）	必要の都度1部	産業廃棄物が発生した場合のみ、速やかに
9	工事写真	1部	竣工検査までに
10	完成通知書（竣工検査願を兼ねる。）	2部	工事完了後速やかに

17 写真撮影

請負者は、監督官の指示に従い、以下の作業等について撮影及び記録し、作業順に写真帳（A 4版）に整理したものを提出する。なお、使用する撮影機器は、通信機能のないものとする。

- (1) 作業の前・後及び主要な作業実施の状況
- (2) 作業後に隠ぺいとなる箇所
- (3) 搬入材料（搬入の都度、全数量・規格がわかるように撮影する）
- *（社）公共建築協会「工事写真の撮り方（改訂第2版）建築編」、「工事写真の撮り方（改訂第2版）建築設備編」を参考に整理する。

18 疑 義

設計図書に明示なき事項、又はその内容において疑義が生じた場合には、請負者は官側に申し出て協議を行うものとする。

19 連絡調整先

陸上自衛隊衛生学校 総務部 管理課 営繕班
T E L 0 3 - 3 4 1 1 - 0 1 5 1 内線 2 2 9 8

工 事 名	東山宿舍C棟内装等補修工事	図面番号	17/17
種 別	共通仕様書	縮 尺	—

数量算出表

東山宿舎C棟内装等補修工事

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳	備考
1 建築工事						
(1)仮設工事						
1 墨出し		内部改修	m ²	208.60	居室 10.05 × 6.35 × 3 191.45	
					ハ゜ルコーナー 1.35 × 6.35 × 2 17.15	
					合計 208.60	
2 養生		内部改修	m ²	208.60	1(1)に同じ	
3 整理清掃後片付け		内部改修	m ²	208.60	1(1)に同じ	
4 内部仕上足場		※期間6カ月	m ²	208.60	1(1)に同じ 208.60	
5 運搬費			台	3.00	1(5)/100 208.60 ÷ 100 3.00	
(2)防水						
1 塗膜防水		ウルタン系	m ²	17.15	909号・1009号ハ゜ルコーナー 1.35 × 6.35 × 2 17.15	
					5/AD 13/AD 1/AW 6/AW	
2 シーリング			m	24.20	7.2 + 6.8 + 5.2 + 5 24.20	
(3)タイル						
1 床タイル			m ²	2.20	玄関 1 × 1.1 1.10	
					1室の計 1.10	×2室
					809号室・909号室 2.20	
2 内装壁タイル			m ²	4.06	台所の壁D面 (0.76 × 2.1)-(0.66 × 1.3) 0.74	
					台所の壁A面 0.8 × 2.51)-(1.2 × 0.6) 1.29	
					1室の計 2.03	×2室
					809号室・909号室 4.06	
(4)木工						
1 間仕切軸組			m ²	63.13	和室 (0.95 + 1.9 + 0.8 + 0.95 + 1.85)× 2.51 16.19	
					P S (0.8 + 0.4 + 0.8 + 0.4)× 2.51 × 2 12.05	
					洋室(1) (1.7 0.95 0.85 0.8 1.6)× 2.51 14.81	
					洋室(2) (1.2 1.8 1.4)× 2.51 11.04	

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳	備考
					便所 (1.25 1.25 1.1) × 2.51 9.04	
					909号室 63.13	×2室
2	床組み・フローリング張り	乾式二重床・天然化粧合板 t 1 2	m ²	75.48	洋室(1) 3.75 × 2.6 9.75	
					洋室(2) 3.35 × 2.25 7.54	
					台所 (2 × 3.55) × (0.4 × 0.8) 6.78	
					居間 3.85 × 3.55 13.67	
					1室の計 37.74	×2室
					809号室・909号室 75.48	
3	床組み・合板張り	乾式二重床・構造用合板 t 1 2	m ²	20.72	和室 3.7 × 2.8 10.36	×2室
					809号室・909号室 20.72	
4	床組み・パネル張り	木造根太組・床パネル t 3 5	m ²	9.54	押入れ 0.9 × 1.8 1.62	
					物入(1) 0.9 × 1.75 1.58	
					物入(2) 0.75 × 1.35 1.01	
					物入(3) 0.75 × 0.75 0.56	
					1室の計 4.77	×2室
					809号室・909号室 9.54	
5	床組み・合板張り	木造根太組・天然化粧合板 t 1 2	m ²	0.52	板の間 0.3 × 0.85 0.26	×2室
					809号室・909号室 0.52	
6	床組み・耐水合板張り	乾式二重床・耐水合板 t 1 5	m ²	6.74	洗面所 1.6 × 1.4 2.24	
					便所 0.9 × 1.25 1.13	
					1室の計 3.37	×2室
					809号室・909号室 6.74	
					A面 B面 C面 D面	
7	壁板張り	ポリエステル化粧合板 t 4	m ²	200.37	玄関・ホール 2.32 + 0.89 + 2.48 + 0.49 6.18	
					洋室(1) 4.9 + 7.59 + 2.92 15.41	
					洋室(2) 7.35 + 4.05 + 8.1 + 2.81 22.31	
					居間 2.74 + 2.58 + 8.86 + 4.44 18.62	
					和室 5.15 + 2.54 + 9.21 + 3.57 20.47	
					洗面所 1.65 + 2.73 + 4.42 + 0.93 9.73	
					便所 0.75 + 2.1 + 1.89 + 2.73 7.47	
					1室の計 100.19	×2室
					809号室・909号室 200.37	

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳	備考
8	壁合板張り	化粧ケイカル板 t 6	m ²	21.48	台所 0 + 7.2 + 1.19 + 2.35 10.74	×2室
					809号室・909号室 21.48	
9	天井下地	石膏ボード t 9.5	m ²	108.73	玄関・ホール (1.5 × 2)+(0.95 + 0.5) 3.48	
					洋室(1) 3.75 × 2.6 9.75	
					洋室(2) 3.35 × 2.25 7.54	
					台所 (2 × 1.73)+(1.7 + 2.2) 7.20	
					居間 3.85 × 3.55 13.67	
					和室 2.8 × 3.7 10.36	
					洗面所 (2.3 × 0.74)+(0.45 + 1.5) 2.38	
					1室の計 54.37	×2室
					809号室・909号室 108.73	
10	建具（枠込み）	5/AD	式	1.00	909号室 1.00	
11	建具（枠込み）	13/AD	式	1.00	909号室 1.00	
12	建具（枠込み）	1/AA	式	2.00	909号室、1009号室 2.00	
13	建具（枠込み）	3/AA	式	2.00	909号室、1009号室 2.00	
14	建具（枠込み）	4/AA	式	1.00	909号室 1.00	
15	建具（枠込み）	7/AA	式	1.00	909号室 1.00	
16	建具（枠込み）	1/AW	式	1.00	909号室 1.00	
17	建具（枠込み）	6/AW	式	1.00	909号室 1.00	
18	建具（枠込み）	8/SD	式	1.00	909号室 1.00	
19	建具（枠込み）	100/SD	式	1.00	909号室 1.00	
20	建具（枠込み）	101/SD	式	1.00	909号室 1.00	
21	建具（枠込み）	1/WD	式	1.00	909号室 1.00	

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳			備考
22	建具（枠込み）	2/WD	式	2.00	909号室		2.00	
23	建具（枠込み）	3/WD	式	1.00	909号室		1.00	
24	建具（枠込み）	5/WD	式	1.00	909号室		1.00	
25	建具（枠込み）	7/WD	式	1.00	909号室		1.00	
26	建具（枠込み）	10/WD	式	1.00	909号室		1.00	
27	建具（枠込み）	2/F	式	1.00	909号室		1.00	
28	建具（枠込み）	乙	式	1.00	909号室		1.00	
29	幅木	H=60	m	82.74	洋室(1)	3.5 + 2.6 + 2.82 + 0.73	9.65	
					洋室(2)	2.8 + 2.25 + 3.2 + 0.8	9.05	
					台所	2.65 + 0.55	3.20	
					居間	4.73 + 2.55 + 3.56 + 1.63	12.47	
					洗面所	0.7 + 2.2 + 0.3	3.20	
					便所	0.3 + 1.3 + 0.9 + 1.3	3.80	
					1室の計		41.37	×2室
					809号室・909号室		82.74	
30	幅木	H=150	m	1.90	玄関	1 + 0.9	1.90	×2室
					809号室・909号室		3.80	
31	廻り縁	H=50	m	121.17	洋室(1)	+ 2.6 + 3.62 + 2.528	8.75	
					洋室(2)	4.1 + 2.25 + 3.2 + 2.718	12.27	
					居間	3.55 + 0.43 + 0.55	4.53	
					台所	2 + 2.25 ^{3.55} + 3.2 + 0.55	8.00	
					和室	4 + 0.86 + 0.45 + 2.6	7.91	
					洗面所	2.2 + 1.3 + 2.2 + 1.3	7.00	
					便所	0.9 + 1.3 + 0.9 + 1.3	4.40	
					玄関・ホール	3.28 + 1.15 + 2.35 + 0.95	7.73	
					1室の計		60.59	×2室
					809号室・909号室		121.17	
32	バルコニー手摺		式	3.00	809号室・909号室、1009号室	1 × 3	3.00	

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳			備考
33	布団掛け・手摺付き		式	3.00	809号室・909号室、1009号室	1 × 3	3.00	
34	物干し金物・手摺付き		箇所	3.00	809号室・909号室、1009号室	1 × 3	3.00	
35	サインタイル	SUS 230×150	式	1.00	909号室		1.00	
(5)金 属								
1	点検口	壁・床	箇所	6.00	809号室・909号室	3 × 2	6.00	
2	点検口	天井	箇所	2.00	809号室・909号室	1 × 2	2.00	
3	軽量鉄骨天井下地	野縁19型	m ²	108.73	(3)6にに同じ		108.73	
4	軽量鉄骨壁下地	点検口 壁・床	箇所	6.00	(4)1に同じ		6.00	
5	軽量鉄骨壁下地	点検口 天井	箇所	2.00	(4)2に同じ		2.00	
6	軽量鉄骨壁下地	壁下地開口補強	箇所	14.00	AD及びAW各 2 か所	2 × 2	4.00	
					SD	3	3.00	
					1 室の計		7.00	× 2 室
					合計		14.00	
(6)塗装								
1	塗装(GP塗)	素地ごしらえB種共 モルタル面	m ²	24.98	洋室(1)	8.78	8.78	
					台所	3.71	3.71	
					1 室の計		12.49	× 2 室
					809号室・909号室		24.98	
(7)内外装								
1	畳敷き		枚	12.00	809号室・909号室	6 × 2	12.00	
2	断熱材張り込み	断熱パネル t 30	m ²	69.30	A面	B面	C面	D面
					玄関・ホール	0.89		0.89
					洋室(1)	4.9 + 7.59		12.49
					洋室(2)	+ 4.05 + 8.1 + 2.81		14.96
					居間	2.74		2.74
					和室		3.57	3.57
					1 室の計		34.65	× 2 室

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳	備考
					809号室・909号室	69.30
3	クロス張り（天井）		m ²	135.38	709号室・809号室、909号室、1009号室の居間のみ	
					洋室(1) (3.75 × 2.6) × 3	29.25
					洋室(2) (3.35 × 2.25) × 3	22.61
					台所 ((2 × 1.73) + (1.7 × 2.2)) × 3	14.40
					居間 ((3.85 × 3.55) + (3.3 × 0.3)) × 4	38.03
					和室 (2.8 × 3.7) × 3	31.08
					合計	135.38
4	壁紙素地ごしらえ（モルタル面）		m ²	135.38	(6)3に同じ	135.4
5	床長尺塩ビシート張り	t2.3（発砲層有）	m ²	277.60	洗面所 (2.3 × 0.74) + (0.45 + 1.5)	2.38
					便所 0.84 1.24	1.04
					1室の計	138.80 × 2室
					809号室・909号室	277.60
6	設備用キャップ	樹脂製	箇所	8.00	909号室	8.00
7	設備用スリーブ	VUφ75	箇所	4.00	909号室	4.00
8	インサート	内部壁面用	箇所	8.00	909号室	8.00
9	幅広付鴨居	木製特殊化粧シート	m	45.60	A B C D 洋室(1) 3.3 + 2.6 5.90 洋室(2) 2.2 + 3 5.20 台所 1.2 1.20 居間 3.5 3.50 和室 2.3 + 1 + 3.7 + 7.00 1室の計 22.80 × 2室 809号室・909号室 45.60	
10	宿舍用帽子掛け	既製品	箇所	2.00	809号室・909号室	2.00
11	房掛け	SUS既製品	箇所	8.00	居間 和室 洋室(1) 洋室(2) 809号室・909号室 1 + 1 + 1 + 1 4.00 × 2室 8.00	
12	カーテンレール	L=1500	箇所	2.00	809号室・909号室	2.00

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳	備考
13	カーテンレール	L=1800	箇所	4.00	809号室・909号室	4.00
14	カーテンレール	L=2000	箇所	2.00	809号室・909号室	2.00
15	物入中棚 (1)	W1670×D850□-ハ°-ハニカムコアハ°ネルト35	箇所	2.00	809号室・909号室	2.00
16	物入中棚 (2)	W1370×D700□-ハ°-ハニカムコアハ°ネルト35	箇所	2.00	809号室・909号室	2.00
17	物入中棚 (3)	W695×D640□-ハ°-ハニカムコアハ°ネルト35	箇所	2.00	809号室・909号室	2.00
18	押入中棚	W1780×D870程度□-ハ°-ハニカムコアハ°ネルト35	箇所	2.00	809号室・909号室	2.00
19	押入天袋	W1780×D870程度□-ハ°-ハニカムコアハ°ネルト35	箇所	2.00	809号室・909号室	2.00
20	下足入	W1000×D370×H2150	箇所	2.00	809号室・909号室	2.00
21	カウンター	表面塗装品	箇所	1.00	909号室	1.00
22	浴室カイダー枠新設	W810×H1800四方枠見込90	m	15.66	709号室・809号室・909号室 5.22 × 3	15.66
(8)左官工事						
1	枠モルタル充填		m ²	24.20	909号室 5/AD 13/AD 1/AW 6/AW 7.2 + 6.8 + 5.2 + 5	24.20
(9)撤 去						
1	床清掃		m ²	208.60	1(1)と同じ	
2	壁清掃		m ²	223.60	ポリエステル化粧合板t4 200.37 化粧ケイカル板 t 6 10.74 GP塗装面 12.49 合計 223.60	
3	間仕切組撤去		m ²	63.13	新設と同じ	63.13
4	床組撤去	つか立て	m ²	102.92	洋室(1) 3.75 × 2.6 9.75 洋室(2) 3.35 × 2.25 7.54	

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳	備考
					居間 3.85 × 3.55 13.67	
					和室 3.7 × 2.8 10.36	
					洗面所 1.6 × 1.4 2.24	
					便所 0.9 × 1.25 1.13	
					台所 (2 × 3.55)+(0.4 × 0.8) 6.78	
					1室の計 51.46	×2室
					809号室・909号室 102.92	
5	床組撤去	ころばし	m ²	10.05	押入れ 0.9 × 1.8 1.62	
					板の間 0.3 × 0.85 0.26	
					物入(1) 0.9 × 1.75 1.58	
					物入(2) 0.75 × 1.35 1.01	
					物入(3) 0.75 × 0.75 0.56	
					1室の計 5.03	×2室
					809号室・909号室 10.05	
6	鴨居撤去		m	45.60	(6)9	
7	畳撤去		枚	12.00	809号室・909号室 6 × 2 12.00	
8	ビニル幅木・廻り縁撤去		m	205.81	(3)29～31 82.7 + 1.9 + 121.2 205.81	
9	壁合板撤去	一般	m ²	221.85	(3)7+8 200.4 + 21.5 221.85	
10	天井合板撤去	一般	m ²	11.70	玄関・ホール (1.5 × 2)+(0.95 + 0.5) 3.48	
					洗面所 (2.3 × 0.74)+(0.45 + 1.5) 2.38	
					1室の計 5.85	×2室
					809号室・909号室 11.70	
11	天井クロス撤去	一般	m ²	135.38	(6)3と同じ 135.38	
12	木製扉撤去	片開き 枠共	m ²	14.61	1/WD 2/WD 3/WD 5/WD 7/WD 10/WD	
					WD 6式 1.5 + 3.0 1.0 3.2 1.4 1.1 11.38	
					2/F 3.2 3.23	
					909号室 14.61	
13	建具撤去	片開き 枠共	m ²	9.57	8/SD 100/SD 101/SD 玄関	
					SD 3式 3.07 + 2.82 + 2.162 + 1.52 9.57	

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳	備考
					5/AD 13/AD 1/AW 6/AW	
14	建具撤去	両開き 枠共	m ²	9.22	AD, AW 4式 3.24 + 2.88 + 1.6 + 1.5	9.22
					8/SD 100/SD 101/SD	
15	建具周囲はつり	RC20cm	m	44.03	SD 3式 7.01 + 6.76 + 6.06	19.83
					5/AD 13/AD 1/AW 6/AW	
					AD, AW 4式 7.2 + 6.8 + 5.2 + 5	24.20
					909号室	44.03
16	点検口撤去	RC20cm	箇所	8.00	(4)1～2 6.0 + 2.0	8.00
17	バルコニー手摺撤去		箇所	3.00	809号室、909号室、1009号室	3.00
18	布団掛け撤去		箇所	3.00	809号室、909号室、1009号室	3.00
19	物干し金物撤去		箇所	3.00	809号室、909号室、1009号室	3.00
20	設備用キャップ 撤去	樹脂製	箇所	8.00	新設に同じ	8.00
21	設備用スリーブ 撤去	VU φ 75	箇所	4.00	新設に同じ	4.00
22	インサート撤去	内部壁面用	箇所	8.00	新設に同じ	8.00
23	宿舎用帽子掛け撤去	既製品	箇所	2.00	新設に同じ	2.00
24	房掛け撤去	SUS既製品	箇所	8.00	新設に同じ	8.00
25	カーテンレール撤去		m	13.60	809号室・909号室 (1.8 + 2 + 1.5 + 1.5) × 2	13.60
26	物入中棚 (1) 撤去	W1670×D850□-パ [°] -ハニカムコアパ [°] ネット35	箇所	2.00	新設に同じ	4.00
27	物入中棚 (2) 撤去	W1370×D700□-パ [°] -ハニカムコアパ [°] ネット35	箇所	2.00	新設に同じ	2.00
28	物入中棚 (3) 撤去	W695×D640□-パ [°] -ハニカムコアパ [°] ネット35	箇所	2.00	新設に同じ	2.00
29	押入中棚撤去	W1780×D870程度□-パ [°] -ハニカムコアパ [°] ネット35	箇所	2.00	新設に同じ	2.00

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳				備考									
30	押入天袋撤去	W1780×D870程度□-パ°-ハニカムコアパ° ねt35	箇所	2.00	新設に同じ				2.00									
31	下足入撤去	W1000×D370×H2150	箇所	2.00	新設に同じ				2.00									
32	カウンター撤去	集成材 t 3 5	箇所	1.00	新設に同じ				1.00									
31	浴室カイダー枠撤去	W810×h1800四方枠見込み90	m	15.66	709号室・809号室・909号室	5.22	×	3	15.66									
32	サインタイル撤去		箇所	1.00	新設に同じ				1.00									
2 電気設備工事			0															
(1)配管工事			0															
1	電線管	PF14	m	150.60	居間	5	+	2.3	+	4.5	+	3.7	+	2.3	17.80			
					和室	4.1	+	4.5	+	3.9					12.50			
					台所	2.4	+	1.2	+	2.5	+	2.2				8.30		
					便所	1.5									1.50			
					洗面所	2.2	+	2.5	+	1.6	+	2				8.30		
					便所	0.6									0.60			
					洋室(1)	4.2	+	4.5	+	4	+	3.8				16.50		
					洋室(2)	4.3	+	3.5	+	2					9.80			
					1室の計									75.30	×	2室		
					合計									150.60				
2	電線管	PF16	m	135.00	居間	11.2	+	11.3							22.50			
					台所	2.7	+	2.5	+	5.7					10.90			
					玄関	0.8									0.80			
					洗面所	2.1									2.10			
					洋室(1)	3.4									3.40			
					洋室(2)	2.2	+	4.7							6.90			
					便所	5									5.00			
					浴室～メーターボックス	7.3									7.30			
					台所～メーターボックス	8.6									8.60			
					1室の計									67.50	×	2室		
					809号室・909号室									135.00				
(2)配線工事																		
1	600V絶縁電線	EM-IE1.6×1	m	103.20	居間	11.2	+	11.3							22.50			
					台所	2.7	+	2.5	+	5.7					10.90			
					玄関	0.8									0.80			

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳	備考
					洗面所 2.1	2.10
					洋室(1) 3.4	3.40
					洋室(2) 2.2 4.7	6.90
					便所 5	5.00
					1室の計	51.60 × 2室
					809号室・909号室	103.20
2	600V絶縁電線	EM-IE1.6×2	m	147.60	居間 5 + 2.3 + 4.5 + 3.7 + 2.3	17.80
					和室 4.1 + 4.5 + 3.9	12.50
					台所 2.4 + 1.2 + 2.5 + 2.2	8.30
					洗面所 2.2 + 2.5 + 1.6 + 2	8.30
					便所 0.6	0.60
					洋室(1) 4.2 + 4.5 + 4 + 3.8	16.50
					洋室(2) 4.3 + 3.5 + 2	9.80
					1室の計	73.80 × 2室
					809号室・909号室	147.60
3	600V絶縁電線	EM-IE1.6×3	m	14.20	洗面所 1.7	1.70
					玄関 1.7	1.70
					便所 1.5 + 2.2	3.70
					1室の計	7.10 × 2室
					合計	14.20
4	600V絶縁電線	EM-IE1.6×4	m	6.40	居間 3.2	3.20
					1室の計	3.20 × 2室
					合計	6.40
5	600V絶縁電線	EM-IE2.0×2	m	93.20	居間 11.2 + 11.3	22.50
					台所 2.7 + 2.5 + 5.7	10.90
					玄関 0.8	0.80
					洗面所 2.1	2.10
					洋室(1) 3.4	3.40
					洋室(2) 2.2 + 4.7	6.90
					便所 5	5.00
					1室の計	46.60 × 2室
					合計	93.20
6	警報用ケーブル	EM-AE0.9-2C	m	27.00	台所 4 + 9.5	13.50

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳	備考
					1室の計	13.50 × 2室
					合計	27.00
(3)電灯設備工事						
1	タンブラスイッチ	1P15A×1	個	4.00	809号室・909号室 2 × 2	4.00
2	タンブラスイッチ	1P15A×2	個	6.00	809号室・909号室 3 × 2	6.00
3	コンセント	2P15A×2	個	26.00	809号室・909号室 13 × 2	26.00
4	コンセント	2P15A×2ET	個	8.00	809号室・909号室 4 × 2	8.00
5	コンセント	2P20A×1	個	8.00	809号室・909号室 4 × 2	8.00
6	照明器具（玄関）	LGB51615LE1	個	2.00	809号室・909号室 1 × 2	2.00
7	照明器具（便所）	LGW51714CF1	個	2.00	809号室・909号室 1 × 2	2.00
8	照明器具（洗面所）	LGW51704WCF1	個	2.00	809号室・909号室 1 × 2	2.00
9	照明器具（台所）	LGB52015LE1	個	2.00	809号室・909号室 1 × 2	2.00
10	照明器具（棚下灯）	LGB52096LE1	個	2.00	809号室・909号室 1 × 2	2.00
11	照明器具	浴室照明器具LGB51615LE1	個	2.00	809号室・909号室 1 × 2	2.00
12	住宅用分電盤	40A 6+2 BQWB84821	個	2.00	809号室・909号室 1 × 2	2.00
13	シーリング取付	WG9200W	個	10.00	809号室・909号室 5 × 2	10.00
(4)テレビ共同受信設備工事						
1	テレビ端子		個	10.00	809号室・909号室 5 × 2	10.00
(5)火災報知設備工事						
1	スポット型感知器		個	14.00	809号室・909号室 7 × 2	14.00
2	住戸用受信機		個	2.00	809号室・909号室 1 × 2	2.00
3	表示灯		個	2.00	809号室・909号室 1 × 2	2.00

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳	備考
4	地区音響装置		個	2.00	809号室・909号室 1 × 2	2.00
5	戸外点検用中継器		個	2.00	809号室・909号室 1 × 2	2.00
6	立会検査		工事	1.00	809号室・909号室で一工事	1.00
(6)撤去工事						
1	P F 管撤去	PF14	個	150.60	新設に同じ	
2	P F 管撤去	PF16	個	135.00	新設に同じ	
3	電線撤去	EM-IE1.6	m	466.60	(2)1～(2)4	
4	電線撤去	EM-IE2.0	m	186.40	新設に同じ	
5	警報用ケーブル撤去	EM-AE0.9	m	27.00	新設に同じ	
6	タンプラススイッチ撤去	1P15A×2	個	4.00	新設に同じ 2 × 2	4.00
7	タンプラススイッチ撤去	2P20A×1	個	6.00	新設に同じ 3 × 2	6.00
8	コンセント撤去	2P15A×2	個	26.00	新設に同じ 13 × 2	26.00
9	コンセント撤去	2P15A×2ET	個	8.00	新設に同じ 4 × 2	8.00
10	コンセント撤去	2P20A×1	個	8.00	新設に同じ 4 × 2	8.00
11	照明器具撤去	FL20W×1	個	2.00	新設に同じ 1 × 2	2.00
12	照明器具撤去	FL40W×1	個	14.00	新設に同じ 7 × 2	14.00
13	配電盤撤去		式	2.00	新設に同じ 1 × 2	2.00
14	シーリング撤去		式	10.00	新設に同じ 5 × 2	10.00
15	テレビ端子撤去		個	10.00	新設に同じ 5 × 2	10.00
16	スポット型感知器撤去		個	12.00	新設に同じ 6 × 2	12.00

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳							備考
17	住宅用受信機撤去		個	2.00	新設に同じ	1	×	2		2.00		
18	表示灯撤去		個	2.00	新設に同じ	1	×	2		2.00		
19	警報ベル撤去		個	2.00	新設に同じ	1	×	2		2.00		
20	戸外中継装置撤去		個	2.00	新設に同じ	1	×	2		2.00		
3 機械設備工事												
(1)配管工事												
					キッチン→流し台	洗面台	浴室	浴室内	洗濯機	便所		
1	水道用硬質塩化ビニル管	給水管SGP-PD20	m	22.80	909号室	10.2	2.5	3.3	2.2	2.2	2.4	22.80
					キッチン→流し台	洗面台	浴室	浴室内	洗濯機			
2	給湯管	銅管20A	m	20.40	909号室	10.2	2.5	3.3	2.2	2.2		20.40
					洗面台							
3	硬質塩化ビニル管（V P）	排水管40A	m	1.50	909号室	1.5						1.50
					流し台	浴室	洗濯機					
4	硬質塩化ビニル管（V P）	排水管50A	m	5.30	909号室	1.5	2.3	1.5				5.30
					台所							
5	硬質塩化ビニル管（V P）	排水管65A	m	2.30	909号室	2.3						2.30
					大便器							
6	硬質塩化ビニル管（V P）	排水管75A	m	1.30	909号室	1.3						1.30
7	ガス管	配管用炭素鋼鋼管（黒）15A	m	10.20	909号室							10.20
8	追い炊き管	13A	m	9.00	909号室							9.00
(2)空気調和設備工事												
1	天井扇（浴室・洗面所）	200φ以下	個	2.00	909号室							2.00
2	天井扇（便所）	三菱電機VD-172C3-BL	個	1.00	909号室							1.00
3	天井扇（中間ファン）	三菱電機EX-20SK9-C	個	1.00	909号室							1.00

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳	備考
4	換気扇（レンジフード）	500φ以下	個	1.00	909号室	1.00
5	換気扇（居間）	レジスター(ABS)・VC200(SUS・防虫網付)	個	2.00	909、1009号室	2.00
6	換気扇（居間）	レジスター(ABS)・VC150(SUS・防虫網付)	個	2.00	909、1009号室	2.00
7	換気扇（玄関）	レジスター(ABS)・VC125(SUS・防虫網付)	個	1.00	909号室	1.00
(3)ダクト設備工事						
1	スパイラルダクト	150φ	m	7.50	909号室	7.50
2	硬質塩化ビニル管 二層管路	125A VPW	m	3.30	909号室	3.30
3	硬質塩化ビニル管 二層管路	100A VPM	m	4.80	909号室 2.4 + 2.4	4.80
4	換気用耐火二層管	125A VW	個	1.50	909号室	1.50
5	排気フード	一重	個	1.00	909号室	1.00
(4)保温工事						
1	保温	一般ダクト	m	7.50	909号室	7.50
(5)衛生器具設備工事						
1	大便器		個	1.00	909号室	1.00
2	洗濯機パン		個	1.00	909号室	1.00
3	洗面化粧台		個	1.00	909号室	1.00
4	洗面所タオル掛け		個	1.00	909号室	1.00
5	便所用タオル掛け		個	1.00	909号室	1.00
6	紙巻器		個	1.00	909号室	1.00
7	ユニットバス	ub1216 BL認定品（給排水・電気接続含む）	個	3.00	709～909号 3室	3.00
8	混合水栓		個	1.00	909号室	1.00

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳	備考
9	水栓		個	1.00	909号室	1.00
10	流し台		個	1.00	909号室	1.00
11	戸棚		個	1.00	909号室	1.00
12	ガスレンジ		個	1.00	909号室	1.00
(6)撤去工事						
1	給水管撤去		m	22.80	新設に同じ	22.80
2	給湯管撤去		m	20.40	新設に同じ	20.40
3	排水管40A撤去		m	1.50	新設に同じ	1.50
4	排水管50A撤去		m	5.30	新設に同じ	5.30
5	排水管65A撤去		m	2.30	新設に同じ	2.30
6	排水管75A撤去		m	1.30	新設に同じ	1.30
7	ガス管15A撤去		m	10.20	新設に同じ	10.20
8	追い焚き管13A撤去		m	9.00	新設に同じ	9.00
9	天井扇撤去		式	2.00	新設に同じ	2.00
10	天井扇撤去		式	1.00	新設に同じ	1.00
11	天井扇撤去		式	1.00	新設に同じ	1.00
12	換気扇撤去		式	2.00	新設に同じ	2.00
13	換気扇撤去		式	2.00	新設に同じ	2.00
14	換気扇撤去		式	1.00	新設に同じ	1.00

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳	備考
15	換気扇撤去		式	1.00	新設に同じ	1.00
16	スパイラルダクト撤去		m	7.50	新設に同じ	
17	硬質塩化ビニル管 二層管路撤去		m	3.30	新設に同じ	
18	硬質塩化ビニル管 二層管路撤去		m	4.80	新設に同じ	
19	換気用耐火二層管撤去		m	1.50	新設に同じ	
20	排気フード撤去		式	1.00	909号室	1.00
21	保温撤去	屋内隠蔽	m ²	7.50	新設に同じ	
22	大便器撤去	タンク式	組	1.00	新設に同じ	1.00
23	洗濯機パン撤去		組	1.00	新設に同じ	1.00
24	洗面化粧台撤去		組	1.00	新設に同じ	1.00
25	洗面所タオル掛け撤去		組	1.00	新設に同じ	1.00
26	便所用タオル掛け撤去		組	1.00	909号室	1.00
27	紙巻器撤去		組	1.00	909号室	1.00
28	ユニットバス撤去	重量機器	式	3.00	709～909号 3室	3.00
29	混合水栓撤去		式	1.00	909号室	1.00
30	水栓撤去		式	1.00	909号室	1.00
31	流し台撤去	重量機器	式	1.00	909号室	1.00
32	戸棚撤去		式	1.00	909号室	1.00
33	ガスレンジ撤去	重量機器	式	1.00	909号室	1.00

名称等	規格	摘要	単位	数量	内訳	備考
産業廃棄物処分						
1	産業廃棄物処分	収集・運搬込	1	1.00	1.00	

入札説明書

陸上自衛隊衛生学校会計課の東山宿舎C棟内装等補修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和7年6月27日（金）

2 契約担当官等

契約担当官 陸上自衛隊衛生学校 会計課長 小黑 真由美
〒154-0001 東京都世田谷区池尻1-2-24

3 工事概要

(1) 工事名

東山宿舎C棟内装等補修工事

(2) 工事場所

防衛省東山宿舎C棟（709号室、809号室、909号室、1009号室）

(3) 工事内容及び工事範囲

別冊図面及び仕様書のとおり。

(4) 工期

令和8年2月28日（土）まで

(5) 使用する主要な資機材

仕様書のとおり。

(6) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「建築工事一式」の級別の格付を受け、地方防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 防衛省競争参加資格の「建築工事一式」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上であること。
- (5) 平成22年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、同種の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP））（13.12.19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP））（19.7.30）、工事成績評定要領について（経施第4404号）（21.3.31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号）（27.10.1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号）（28.3.31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 「建築工事一式」については、2級建築士又は2級建築施工管理技士（建築）又はこれと同等以上の資格を有する者

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

- (ア) 1級建築士
- (イ) 1級建築施工管理技士
- (ウ) これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

イ 平成22年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者ある。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である

ので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号）（28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 陸上自衛隊衛生学校会計課が発注した「建築一式工事」の平成22年度以降令和7年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合

同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合(共同企業体を含む。)の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下管財人という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実行性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

(14) 現場確認をしている者(現場確認は個別に対応するものとする。)

5 設計業務等の受注者等

上記4(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の(1)又は(2)に該当する者である。

(1) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 担当部局

〒154-0001 東京都世田谷区池尻1-2-24

入札手続き：陸上自衛隊衛生学校総務部会計課契約班

担当 樋口(ひぐち)

TEL 03-3411-0151 内線2352

FAX 03-3411-1595 直通

仕様書：陸上自衛隊衛生学校総務部管理課営繕班

担当 小早川(こばやかわ)

TEL 03-3411-0151 内線2298

FAX 03-3411-1595 直通

7 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4 (2) の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4 (1) 及び(5) から(14) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4 (2) から(4) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4 (2) から(4) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月10日（木）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、8時30分から17時00分まで。（12時00分から13時00分までの間を除く。）

イ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出（電子メールの場合は連絡をすること。

ウ 提出場所

上記6に同じ。

(2) 申請書は、別紙第1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成22年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しを済ませているものに限り記載することとし「同種の工事の施工実績（別紙第2）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（別紙第3）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4 (5) に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を1件記載する。記載様式は別紙第2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚に記載する。

イ 配置予定の技術者

上記4 (7) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第4に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス (CORINS)」に登録されている場合は、その写し(詳細を含む。)を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒又は電子メールにより、令和7年7月15日(火)までに通知する。

- (5) 情報保全に係る履行体制についての確認

令和2年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成(完了)した実績を有している者は別紙第5の誓約書を提出し、有していない者は別紙第6の誓約書を提出すること。

- (6) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出方法

書面(様式は自由とする。)を上記6に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

イ 提出期間

上記7(4)の通知の日から令和7年7月18日(金)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、8時30分から17時00分まで(12時00分から13時00分までの間を除く。)

- (2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、令和7年7月22日(火)までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア 提出方法

書面(様式は自由とする。)を上記6に持参、郵送等又は電子メールにより提

出する。

イ 提出期間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月22日（火）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、8時30分から17時00分まで（12時00分から13時00分までの間を除く。）。郵送等による場合もこれと同様とする。

- (2) (1)により質問を求められたときは、令和7年7月25日（金）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

10 入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア 提出期間

令和7年7月30日（木）17時00分まで

イ 提出場所

上記6に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

その際、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するように発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。
- (3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除。

但し、落札者は公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の1（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の3）以上とする。

12 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法
- ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。
- イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。
- ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等
- ア 提出期間
上記10(1)アに同じ。
- イ 提出場所
上記10(1)イに同じ。
- ウ 提出方法
上記10(1)ウを参照。
- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開 札

- (1) 開札の日時及び場所
- ア 開札日時 令和7年8月5日（火）10時30分
- イ 開札場所 陸上自衛隊衛生学校庁舎1階階段教場
- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、令和7年8月8日（金）10時30分 陸上自衛隊衛生学校庁舎1階第1会議室にて再開する。

(6) 情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙第7から別紙第10までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

14 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書、契約及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

16 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者

と同等以上の者を配置しなければならない。

- 17 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

- 18 契約書作成の可否等
別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

- 19 契約条項
(1) 建設工事請負契約条項
(2) 談合等の不正行為に関する特約条項
(3) 暴力団排除に関する特約条項

- 20 支払条件
前払金等
請負代金額が300万円以上の場合は、前金払いを利用することができる。利用可能額の上限は請負代金額の10分の4以内（低価格調査を受けた者の場合は、請負代金の10分の2以内）とする。

- 21 火災保険付保の可否
要

- 22 再苦情申立て
契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (1) 提出期間
令和7年7月23日（水）から令和7年7月31日（木）まで（行政機関の休日を除く。）の8時30分から17時00分までに行うこと。
(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ。

- 23 関連情報を入手するための照会窓口
上記6に同じ。

- 24 その他
(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。
(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
(4) 落札者は7(3)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

工事費内訳明細書の無効について

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当官
陸上自衛隊衛生学校
会計課長 小黑 真由美 殿

住 所
商号 又は 名称
代 表 者 氏 名

担 当 者
連 絡 先

令和 7 年 6 月 2 7 日付で入札公告のありました東山宿舎 C 棟内装等補修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと、入札説明書 4 (10)、(11) の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 7 (3) アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 7 (3) イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 7 (3) エに定める契約書の写し
(契約書の写しの提出を求める場合のみ)
- 4 入札説明書 7 (3) ウに定める工程表を記載した書面
(工程表の提出を求める場合のみ)

以 上

注 1) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注 2) 4 項は提出者のみ記載してください。

同種の工事の施工実績

会社名

工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	受 注 形 態	
工事概要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
 「無」に○を付した場合は契約書の写しを提出すること。
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

同種の工事の施工実績

会社名

工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月 ～ 年 月
	受 注 形 態	単体／J V (出資比率)
工事概要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
 「無」に○を付した場合は契約書の写しを提出すること。
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

		会社名
項 目		
氏 名		
最 終 学 歴		
法令による 資格・免許		
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無
申請時における他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	
	本工事と重複する 場合の対処処置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

		会社名
項 目	主任技術者又は管理技術者	
氏 名		
最 終 学 歴	(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)	
法令による 資格・免許	(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)	
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無
申請時における他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する 場合の対処処置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

工 程 表

工事名 : _____

会社名 : _____

項目	単位	数量	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■ 工程管理に対する技術的意見

令和 年 月 日

誓 約 書

契約担当官

陸上自衛隊衛生学校

会計課長 小黑 真由美 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

弊社は、過去 5 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

誓 約 書

契約担当官

陸上自衛隊衛生学校

会計課長 小黑 真由美 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

業務従事者一覧

監理 (主任・ 管理) 技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
現場 代理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
担当 技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

業務従事者一覧（一般的記載例）

監理 技術者	氏名	防衛 太郎
	所属	〇〇建設△△支店工務部
	役職	工務主任
	学歴	〇〇中学校→〇〇高校→〇〇専門学校（〇年卒）
	職歴	××工務店→□□工業→〇〇建設（〇年入社）
	業務経験	国内土木工事に従事
	研修実績その他の経歴	特になし
	専門的知識その他の知見	土木工事全般に関する専門的知識
	資格	1 級土木工事施工管理技士
	母語及び外国語能力	日本語
	国籍その他文化的背景	日本
	業績等	特になし
現場 代理人	氏名	防衛 次郎
	所属	〇〇建設△△支店工務部
	役職	工務主任
	学歴	〇〇中学校→〇〇高校（〇年卒）
	職歴	〇〇建設（〇年入社）
	業務経験	国内土木工事に従事
	研修実績その他の経歴	特になし
	専門的知識その他の知見	土木工事全般に関する専門的知識
	資格	1 級土木工事施工管理技士
	母語及び外国語能力	日本語
	国籍その他文化的背景	日本
	業績等	特になし
担当 技術者	氏名	担当技術者は配置しない
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項 目	内 容
取扱い制限情報に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注： 1 いずれかの「□」に「■」を付す。
- 2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

令和 年 月 日

申 出 書

契約担当官
陸上自衛隊衛生学校
会計課長 小黑 真由美 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （氏名）
役 員 （氏名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名押印を行うこと。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
- 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧（一般的記載例）

親会社	会社名	市ヶ谷興業
	代表者名	市ヶ谷 進
	本社所在地	東京都新宿区市ヶ谷
地域統括会社	会社名	新宿産業
	代表者名	新宿 譲可
	本社所在地	東京都新宿区西新宿
ブランド・ライセンサー	会社名	ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントは存在しない
	代表者名	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
- 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項 目	内 容
取扱い制限情報に関する資料	☐ 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	☐ 上記に類する資料がある
	☐ 資料がない

- 注： 1 いずれかの「□」に「■」を付す。
- 2 資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

申 出 書

契約担当官
陸上自衛隊衛生学校
会計課長 小黑 真由美 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社 (商号又は名称・代表者氏名)
地域統括会社 (商号又は名称・代表者氏名)
ブランド・ライセンサー (商号又は名称・代表者氏名)
フランチャイザー (商号又は名称・代表者氏名)
コンサルタント (商号又は名称・代表者氏名)

※別紙第9の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

※上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。